

建設業許可申請・変更の手引き

この手引きは、国土交通大臣許可（関東地方整備局）の建設業者を対象にしています。

令和5年1月更新

国土交通省 関東地方整備局
建政部 建設産業第一課

令和5年1月

目次

1. 建設業の許可の概要について 1

- (1) 建設業の許可とは
- (2) 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分
- (3) 「一般建設業」と「特定建設業」の区分
- (4) 許可業種の区分
- (5) 許可の有効期間

2. 許可の要件について 3

- (1) 「許可要件」「欠格要件」とは
- (2) 許可要件①適正な経営体制について、適切な社会保険加入について
- (3) 許可要件②専任技術者
- (4) 許可要件③誠実性
- (5) 許可要件④財産的基礎等
- (6) 欠格要件

3. 許可申請の手続きについて 9

- (1) 「申請区分」と「手数料」
- (2) 許可申請書類等(法定書類)
- (3) 「申請の方法」と「標準処理期間」等

4. 許可取得後の手続き(変更届・廃業届の提出等) 16

- (1) 変更届
- (2) 決算変更届
- (3) 廃業届
- (4) 届出の方法
- (5) 標識の掲示について

5. その他 26

- (1) 許可証明書の交付について
- (2) 申請書類等の閲覧
- (3) 参考法令・通達等
- (4) 個人情報の取扱いについて

6. 資料 29

- 別紙① 建設工事の業種区分一覧表
- 別紙② 有資格コード一覧
- 別紙③ 指定学科一覧
- 別紙④ 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧

○お問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課
〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館6階
TEL048-601-3151
電話受付時間 9時15分から18時00分まで(12時00分から13時00分を除く)

- ・建設業係(建設業許可に関する件)
- ・建設業技術係(業種判定・指定学科判定・技術者制度・施工体制及び一括下請指導等)



必ずお読みください

事実と異なる内容の申請・届出を行った場合や、変更の事実が生じたにもかかわらず届出をしない場合は、**許可の取消**などの監督処分や**罰則(懲役又は罰金)**の対象となる可能性があります。(建設業法第50条)

必ず責任者へ確認のうえ、提出してください。

【1. 建設業の許可の概要について】

【(1) 建設業の許可とは

【建設業法第3条第1項】

「建設業」とは、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければなりません。ただし「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてよいこととされています。

【軽微な建設工事】とは、工事一件の請負代金の額(※)が

- 「建築一式工事」の場合 → 1,500万円に満たない工事 又は 延べ面積が150㎡に満たない木造建築
- 「建築一式工事以外」の場合 → 500万円に満たない工事

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送賃を加えた額とする。

【(2) 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分

【建設業法第3条第1項】

取得する建設業許可が国土交通大臣許可となるか、都道府県知事許可になるかは、各事業者による営業所の配置状況により許可が区分されます。

国土交通大臣許可

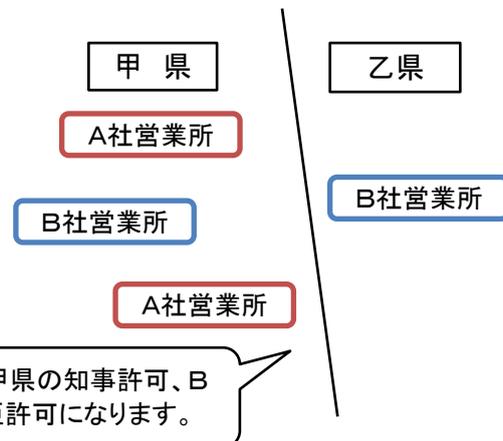
2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合

都道府県知事許可

1つの都道府県のみで営業所を設けて営業しようとする場合

※上記のとおり、大臣許可と知事許可の別は、営業所の所在地で区分されるものであり、営業し得る区域または建設工事を施工し得る区域に制限はありません。

この場合、A社は甲県の知事許可、B社は国土交通大臣許可になります。



【営業所】とは

- 「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいいます。本店又は支店は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、ここでいう営業所に該当します。
- 「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実質的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。
- 単に登記上の本店等に過ぎないもの及び建設業を他の営業と兼営する場合等における支店、営業所等であって建設業にはまったく無関係なものは、ここでいう営業所には該当しません。
- 許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することはできません。

《建設業許可事務ガイドラインについて 参照》

(3)「一般建設業」と「特定建設業」の区分

【建設業法第3条第1項】

建設業の許可は以下のように一般建設業と特定建設業に区分されています。

特定建設業許可

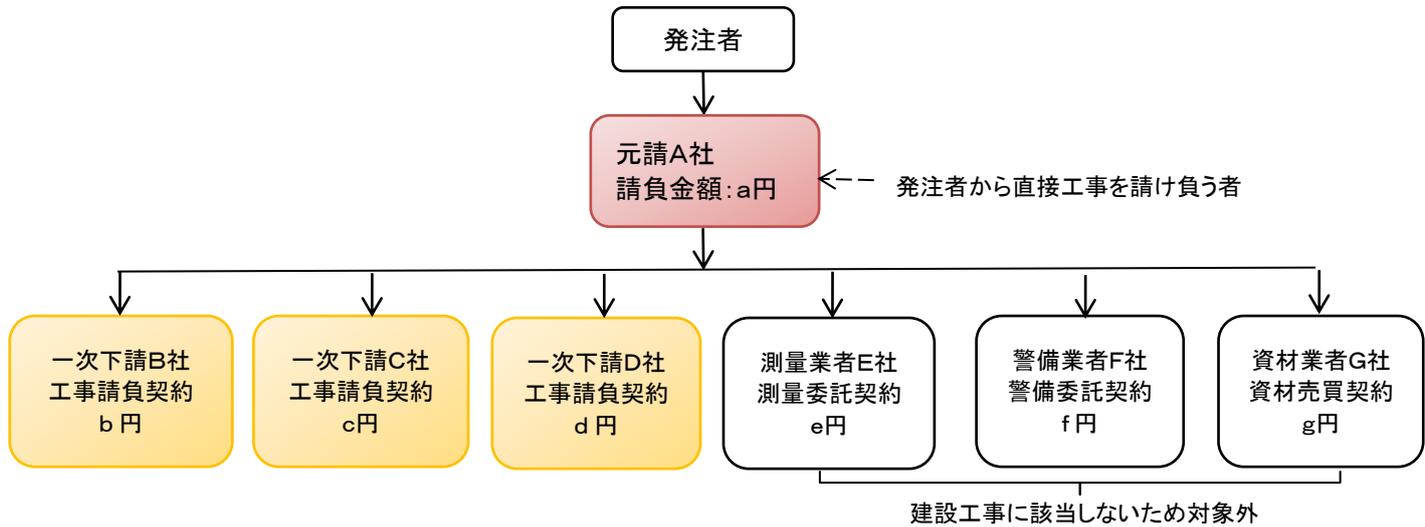
発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額(その工事に下請契約が2以上あるときは下請代金の総額)が4,500万円以上(※)となる下請契約を締結して施工しようとする場合に必要となる許可。

※建築一式工事の場合は7,000万円以上。

※消費税及び地方消費税相当額を含み、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

一般建設業許可

特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可。



●「特定建設業許可」が必要な場合

元請A社の締結する一次下請との下請工事契約の総額(b円+c円+d円)が4,500万円以上になる場合、特定建設業の許可が必要です。

※建築一式の場合、4,500万円を7,000万円に読み替えて下さい。

●A社(元請)の請負金額に制限はありません。

→ 一次下請に発注する額によって一般か特定かを判断します。

●「特定建設業許可」が必要となるのは発注者から直接工事を請け負った元請負人に対してのみです。

→ 一次下請負以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。

(4)許可業種の区分

【建設業法第3条第2項】

建設業の許可は、29の建設工事の種類ごとに受けなければなりません。各業種ごとに一般建設業又は特定建設業のいずれか一方の許可を受けることができます。大きく分けて2つの一式工事業と27の専門工事業があります。

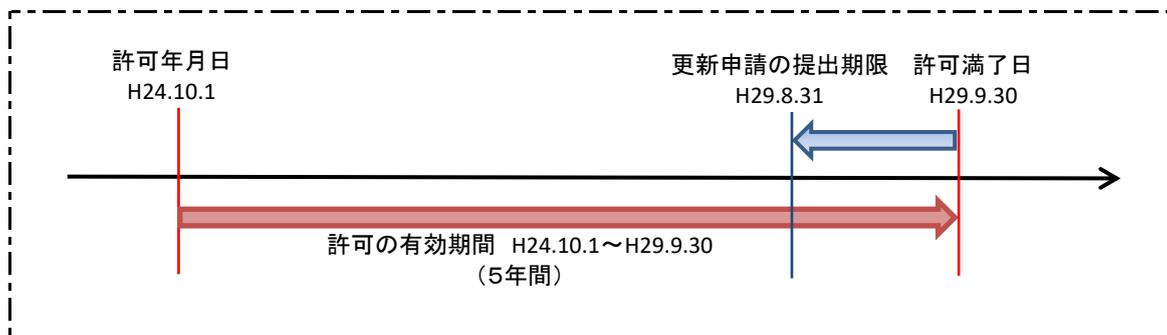
※詳しくは、業種区分一覧表(別紙①)をご覧ください。

区分	建設工事の種類	建設工事の内容
一式業種 (2業種)	土木一式工事 建築一式工事	大規模又は施工が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で総合的にマネジメント(企画、指導、調整等)する事業者向けの業種
専門業種 (27業種)※	大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 鉄筋工事 舗装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事	工事の実施工を行うために必要な業種

(5) 許可の有効期間

【建設業法第3条】

- 許可の有効期間は、許可日から**5年目**を経過する日の前日をもって満了となります。
なお、当該期間の末日が日曜等の休日であってもその日をもって満了します。
- 引き続き建設業を営もうとする場合は、**有効期間が満了する30日前までに更新の許可申請書を提出**しなければなりません。(この日が行政庁の休日に該当する場合は直後の開庁日までに提出)【法第3条第3項、施行規則第5条】
- **許可の有効期間が満了した後の許可の効力について**
更新の許可申請書を提出している場合においては、許可の有効期間の満了後であっても申請に対する処分(許可又は不許可)があるまでは、従前の許可が有効となります。【法第3条第4項】
- 許可の更新の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、従前の許可の有効期間の満了後当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失った後も、建設業法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができます。



【2. 許可の要件について】

(1) 「許可要件」「欠格要件」とは

【建設業法第7条、第15条】【建設業法第8条】

建設業の許可を受けるためには、「許可要件」を満たすこと及び「欠格要件」に該当しないことが必要です。

● 許可要件

- ① 適正な経営体制を有しており、適切な社会保険に加入していること。(建設業法施行規則第7条第1号、第2号)
- ② 営業所ごとに「専任技術者」を配置していること。
- ③ 暴力団関係企業等、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
- ④ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

● 欠格要件

- ・ 許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合。
- ・ 建設業法第8条各号のいずれかに該当する場合。

(2) 許可要件①(適正な経営体制について)

【建設業法第7条、第15条】【建設業法第8条】

建設業に関し、一定の経験を有する者(常勤役員等1人もしくは常勤役員等1人+当該常勤役員等を直接補佐する者)を配置し、適正な経営体制を確保することが必要です。

建設業の経営は他の産業の経営とは著しく異なった特徴を有しているため、適正な建設業の経営を期待するためには、建設業の経営業務について一定期間の経験を有した者が最低でも1人は必要であると判断され、この要件が定められたものです。

※許可を取得した後に、経営業務の管理責任者が退職され後任が不在となった場合は要件の欠如として許可の取消し(建設業法第29条第1項第1号)となります。

●「建設業の経営に関する一定の経験」とは

経験期間の地位	建設業に関する経営業務の管理責任者	建設業に関する経営業務の管理責任者に準ずる地位(※1)		建設業の役員又は役員等に次ぐ職制上の地位(※2)	役員等(建設業以外を含む)
経験の内容	経営業務の管理責任者としての経験	執行役員等としての経営管理経験	経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験	役員等に次ぐ職制上の地位の場合は財務管理・労務管理・業務運営のいずれかの業務	
必要経験年数	5年以上		6年以上	5年以上(建設業の役員等の経験2年以上を含む)	
常勤役員等を直接補佐する者				建設業の財務管理・労務管理・業務運営についてそれぞれ業務経験5年以上の者(※3)(1人が複数の経験を兼ねることが可能)	
根拠法令	規則第7条第1号イ(1)	規則第7条第1号イ(2)	規則第7条第1号イ(3)	規則第7条第1号ロ(1)	規則第7条第1号ロ(2)

●「常勤役員等」とは

法人である場合: 役員のうち常勤であるもの。
個人である場合: その者又はその支配人。

○「役員」とは

- ・業務を執行する社員・・・持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務を執行する社員
- ・取締役・・・株式会社の取締役
- ・執行役・・・委員会設置会社の執行役
- ・これらに準ずる者・・・法人格のある各種組合等の理事等

「これらに準ずる者」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会または代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については含まれます。(申請にあたっては、個別認定が必要になります。)

○「常勤であるもの」とは

原則として主たる営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

●「建設業に関し」とは

全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別をせず、全て建設業に関するものとして取り扱うこととします。

●「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは

法人の役員、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

●「直接に補佐する」とは

組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

(※1)「経営業務の管理責任者に準ずる地位」の経験とは

- ・執行役員等としての経営管理経験

取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。(申請にあたっては、個別認定が必要になります。)

- ・経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験

経営業務の管理責任者に準ずる地位(法人の役員、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要な資金の調達、技術及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について従事した経験をいいます。(申請にあたっては、個別認定が必要になります。)

(※2)「役員等に次ぐ職制上の地位」とは

申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位のある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません。(申請にあたっては、個別認定が必要になります。)

(※3)・財務管理の業務経験・・・建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

- ・労務管理の業務経験・・・社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。
- ・業務運営の経験・・・会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。

上記の経験は、許可の申請を行っている建設業者及び建設業を営む者における経験に限られます。(申請にあたっては、個別認定が必要になります。)

個別認定が必要な申請については、十分な期間をもって事前に関東地方整備局建設部建設産業一課建設業係までご相談下さい。また、詳細については、「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「経営業務の管理責任者の個別認定申請について」を参照下さい。

(2) 許可要件①(適切な社会保険加入について)

【建設業法第7条、第15条】【建設業法第8条】

下記のいずれにも該当する者であることが必要です。

【建設業法施行規則第7条第2号】

- イ) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- ロ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- ハ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。

※「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所(本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所)をいいます。

(3) 許可要件②専任技術者(1/2)

【建設業法第7条、第15条】

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、**建設業を営む全ての営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有する技術者を専任で配置**することが必要です。

※許可を取得した後に、専任技術者が退職され後任が不在となった場合は要件の欠如として許可の取消し(建設業法第29条第1項第1号)となります。

●「専任」の者とは

その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。

次のような者は、原則として「専任」とは認められません。

- ・ 技術者の住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ・ 他の営業所において専任を要する職務を行っている者
- ・ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合を除く)
- ・ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

など

注意 「営業所における専任技術者」は現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。

例外として、営業所の専任技術者が工事現場の主任技術者等を兼ねるためには、**次の4つの要件すべてを満たす必要があります。**

- ① 当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら、実質的に当該営業所の職務を適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること。
- ③ 当該営業所と常時連絡をとり得る体制にあること。
- ④ 当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事でないこと。

営業所・現場に配置すべき技術者等の配置関係

「監理技術者制度運用マニュアル」

主たる営業所

- ・ 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者
- ・ 専任技術者

従たる営業所A

- ・ 令3条の使用人
- ・ 専任技術者

従たる営業所B

- ・ 令3条の使用人
- ・ 専任技術者

工事現場

- ・ 主任技術者又は監理技術者

●建設業者は、建設工事の適正な施工を確保するため、元請・下請問わず、請け負った建設工事を施工する現場ごとに、当該工事について一定の資格を有する者(主任技術者又は監理技術者)を置かなければなりません。

●令3条の使用人とは

「建設業法施行令第3条に規定する使用人」の略。建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者、すなわち支配人及び支店又は営業所(主たる営業所を除く。)の代表者である者が該当します。

(3) 許可要件②(2/2)

【建設業法第7条、第15条】

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所の専任技術者となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業の専任技術者となり得る技術資格要件 (①～③のいずれか)	特定建設業の専任技術者となり得る技術資格要件 (①～③のいずれか)
<p>① 一定の国家資格等【注1】を有する者</p> <p>② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記のいずれかの実務経験【注2】を有する者</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大学又は高等専門学校の指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者・ 高等学校又は中等教育学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者・ 専修学校の専門士又は高度専門士を称するもので指定学科【注3】を卒業した後3年以上の実務経験を有する者・ 専修学校の指定学科【注3】を卒業した後5年以上の実務経験を有する者・ 10年以上の実務経験を有する者・ 複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者【注4】 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者	<p>① 一定の国家資格等【注1】を有する者</p> <p>② 一般建設業の専任技術者となり得る技術資格要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上【注6】であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験【注7】を有する者</p> <p>ただし、指定建設業【注8】は除く。</p> <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け特定建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者・ 指定建設業【注8】に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評価に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者【注9】

〔注1〕 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧(別紙②)

〔注2〕 「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《建設業許可事務ガイドラインについて》

〔注3〕 指定学科一覧(別紙③)

〔注4〕 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧(別紙④)

〔注5〕 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 にお問い合わせ下さい。

〔注6〕 以下についても4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。

- ・ 昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
- ・ 昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

〔注7〕 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《建設業許可事務ガイドラインについて》

〔注8〕 指定建設業とは以下のとおり

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業 / 計7業種

〔注9〕 この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

(4) 許可要件③誠実性

【建設業法第7条、第15条】

許可を受けようとする者が、法人である場合には当該法人・非常勤役員を含む役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。以下、同じ。)、施行令第3条に規定する使用人が、個人である場合には本人・支配人・施行令第3条に規定する使用人が、請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

●「不正な行為」とは

請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為。

●「不誠実な行為」とは

工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為。

【誠実性を満たさない場合の例】

- ・ 建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない場合

など

(5) 許可要件④財産的基礎等

【建設業法第7条、第15条】

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる以下の**財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要**です。既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表において、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表において判断します。

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
次の <u>いずれか</u> に該当すること	次の <u>すべて</u> に該当すること
① 自己資本の額が500万円以上であること ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すること ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ② 流動比率が75%以上であること ③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

●「自己資本」とは

- ・ 法人にあっては、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。
- ・ 個人にあっては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

●「500万円以上の資金を調達する能力」とは

- ・ 担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について、融資を受けられる能力をいいます。具体的には、取引金融機関の融資証明書、預金残高証明書等により確認します。

●「欠損の額」とは

- ・ 法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額をいいます。
- ・ 個人にあっては、事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に、計上されている利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

●「流動比率」とは

- ・ 流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいいます。

●「資本金」とは

- ・ 法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。
- ・ 個人にあっては期首資本金をいいます。

【補足事項】

財産的基礎等の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可を受けた後にこの基準に適合しないことになっても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではありません。

(6) 欠格要件

【建設業法第8条】

許可を受けようとする者が以下に該当する場合は、許可を受けることができません。

① 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合

② 以下のいずれかの事項に該当する場合

(役員等、支配人又は営業所の長に該当者がいる場合を含む)

- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者
- ・ 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
- ・ 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ・ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ・ 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 建設業法、又は一定の法令の規定(※)に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
- ・ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法人である場合においては、その役員等)が上記のいずれかに該当する者
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※一定の法令の規定

- ・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」の規定(同法第31条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・ 「刑法(明治40年法律第45号)」第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・ 「暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)」
- ・ 「建築基準法(昭和25年法律第201号)」第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反したものに係る同法第98条
- ・ 「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」第13条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第23条
- ・ 「都市計画法(昭和43年法律第100号)」第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・ 「景観法(平成16年法律第110号)」第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第100条
- ・ 「労働基準法(昭和22年法律第49号)」第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)以下「労働者派遣法」という。)」第44条第1項(「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)」第44条の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・ 「職業安定法(昭和22年法律第141号)」第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・ 「労働者派遣法」第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

【3. 許可申請の手続きについて】

○建設業の許可を受けようとする場合は、許可行政庁に許可申請をすることが必要です。

（1）「申請区分」と「手数料」

「申請区分」及び「手数料」は以下のとおりです。

【登録免許税・・・登録免許税法 別表第1、許可手数料・・・建設業法施行令第4条】

申請区分	申請内容	登録免許税及び許可手数料の額	
		一般建設業のみ申請 又は 特定建設業のみ申請	一般建設業と 特定建設業を 同時に申請
1. 新規	現在有効な許可をどの行政庁からも受けていない場合	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
2. 許可換え新規	都道府県知事許可から国土交通大臣許可へ換える場合 (現在有効な許可通知書の写しが必要)	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
3. 般・特新規	一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合 又は 特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合	15万円の登録免許税	
※特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業した後(建設業法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。)、新たに一般建設業の許可を申請する必要があるため、「般・特新規」ではなく「新規」に該当する。			
4. 業種追加	一般建設業の許可を受けている者が、他の一般建設業の許可を申請する場合 又は 特定建設業の許可を受けている者が、他の特定建設業の許可を申請する場合	5万円の収入印紙	10万円の収入印紙
5. 更新 (許可の一本化含む)	既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合	5万円の収入印紙	10万円の収入印紙
6. 般・特新規＋業種追加	「般・特新規」と「業種追加」を同時に申請する場合		15万円の登録免許税 ＋ 5万円の収入印紙
7. 般・特新規＋更新	「般・特新規」と「更新」を同時に申請する場合		15万円の登録免許税 ＋ 5万円の収入印紙
8. 業種追加＋更新	「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合	10万円の収入印紙	15万円の収入印紙 又は 20万円の収入印紙
9. 般・特新規＋業種追加＋更新	「般・特新規」と「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合		15万円の登録免許税 ＋ 10万円の収入印紙

○登録免許税

【登録免許税の納入先】

「浦和税務署」 住所 〒330-9590 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館1階
電話 048-600-5400

【納入方法】

浦和税務署に直接納入いただくか、もしくは日本銀行、日本銀行歳入代理店、ゆうちょ銀行から浦和税務署あてに納入して下さい。

※登録免許税の納付手続は、国庫金の受入を行う金融機関で可能です。取扱金融機関は日本銀行HPをご覧ください。

※詳しい納付方法は税務署又は取扱金融機関にてご確認ください。

※納付は必ず申請人名義で行ってください。代理人による納付は不可となります。

【提出方法】

許可申請書の別紙3の所定欄に領収証書(原本)を貼り付けて申請して下さい。

○収入印紙

【提出方法】

収入印紙を購入のうえ、許可申請書の別紙3の所定欄に貼り付けて申請して下さい(消印はしないで下さい)。

(2) 許可申請書類等

建設業の許可を受けようとする場合は、許可行政庁に「許可申請書及び添付書類(＝法定書類)」を提出する必要があります。法定書類で、発行日のあるものは、発行から3か月以内のものを提出してください(修業(卒業)証明書は除く)。

各申請区分に必要な申請書類は、以下のとおりです。

様式番号	書類の名称	要◎ 否×		申請区分									
		法 人	個 人	1・ 新規	2・ 許可 換え 新規	3・ 般特 新規	4・ 業種 追加	5・ 更新	6・ 般特 新規 +業種 追加	7・ 般特 新規 +更新	8・ 業種 追加 +更新	9・ 般特 新規 +業種 追加 +更新	
	○…必須提出書類 △…提出済みの書類から変更がなければ省略可能 ●…更新申請をする建設業に関しては省略可能 □…該当する書類を提出(以下の①、②の区分に応じて必要書類のご提出が必要) ①規則第7条第1号イ該当 → 第7号、第7号別紙 ②規則第7条第2号ロ該当 → 第7号の2、第7号の2別紙一・二												
第1号	建設業許可申請書(注1)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙1	役員等の一覧表(注2)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)(注3)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙4	専任技術者一覧表(注4)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2号	工事経歴書	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額(注12)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第4号	使用人数	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第6号	誓約書	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	登記されていないことの証明書(原本)(注5)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	身分証明書(原本)(注6)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第7号別紙	常勤役員等の略歴書(注7)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第7号の2	常勤役員等及び補佐する者の証明書	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第7号の2別紙一	常勤役員等の略歴書(注7)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第7号の2別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(注7)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)及び補佐する者の健康被保険者証カード(両面)(写)※P12以降参照	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の経験を確認する資料(商業登記簿謄本等)※P12以降参照	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	健康保険等の保険料納入に係る領収証書又は納入証明書 ※P12以降参照	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	労働保険概算・確定保険料申告書(写)、領収済通知書(写) (雇用保険料に係るもの) ※P12以降参照	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第8号	専任技術者証明書(新規・変更) ※区分は1.新規許可等となります	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	専任技術者の健康被保険者証カード(両面)(写)※P12以降参照	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	技術検定合格証明書等の資格証明書(写)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	卒業証明書(原本)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	監理技術者資格者証(両面)(写)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第9号	実務経験証明書	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第10号	指導監督的実務経験証明書	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	専任技術者の実務経験を確認する資料 ※P12以降参照	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書(注9)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(注9)	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	定款	◎	×	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△
第14号	株主(出資者)調書	◎	×	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△
第15号	貸借対照表	◎	×	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	◎	×	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
第17号	株主資本等変動計算書	◎	×	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
第17号の2	注記表	◎	×	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
第17号の3	附属明細表(注10)	◎	×	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
第18号	貸借対照表	×	◎	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
第19号	損益計算書	×	◎	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
—	登記事項証明書(原本)	◎	◎	○	○	—	—	△	—	△	△	△	△
第20号	営業の沿革	◎	◎	○	○	—	—	○	—	○	○	○	○
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎	○	○	—	—	△	—	△	△	△	△
—	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)(原本)(注11)	◎	◎	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎	○	○	—	—	△	—	△	△	△	△
—	営業所の写真(営業所の外観・入口付近・内部・標識等) ※P12以降参照	◎	◎	○	○	△	△	—	△	△	△	△	△

- (注1) 許可換え新規の場合は、既に受けている建設業の許可通知書(写)を申請書の後ろに添付して下さい。
- (注2) ・別紙1「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は建設業法第5条第3号に規定する役員等に該当する者です。(建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等も記載が必要です。)本別紙には、「顧問」及び「相談役」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載します。
・その他、役職の如何を問わず取締役と同様以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載します。
・株主等については、「役職名」の欄には「株主等」と記載します。「常勤・非常勤の別」の欄は記載不要です。取締役が株主を兼ねる場合には、「株主等」の併記は不要です。「取締役」、「常勤・非常勤の別」を記載して下さい。
(個人事業主の場合、本別紙に「常勤役員等及び非常勤役員等を直接に補佐する者」に該当する者を記載して下さい。)
- (注3) 申請の対象に係る営業所を記載してください。
業種追加・般特新規申請時は業種の追加をする営業所のみ記載。更新許可申請時は更新対象となる営業所を記載。
- (注4) 別紙4「専任技術者一覧表」は、「営業所一覧表」(別紙2)に記載した営業所順に専任技術者名を記載します。
業種追加・般特新規申請時は業種の追加に関係する専任技術者のみ記載。
- (注5) 「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人(全員分)の証明書が必要です。外国籍の方は、必ず国籍欄に記載した証明書を取得して下さい。「顧問」、「相談役」、「株主等」については省略可能です。
【取得先】 法務局・地方法務局
【証明事項】 「後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がない」
【有効期間】 申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
※本証明書については、医師の診断書に代えることが可能です。その際は事前にご相談ください。
- (注6) 「身分証明書」とは、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市区町村の長の証明書です。役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人(全員分)の証明書が必要です。外国籍の方は省略可能です。「顧問」、「相談役」、「株主等」についても省略可能です。
【取得先】 本籍地の市区町村役場の戸籍事務担当課
【証明事項】 1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。
2. 後見の登記の通知を受けていない。
3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。又は破産の通知を受けていない。
【有効期間】 申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
※証明事項1.及び2.については、医師の診断書に代えることが可能です。その際は事前にご相談ください。
- (注7) 第7号別紙、第7号別紙一及び第7号別紙二は、「従事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載して下さい。また、「賞罰の内容」欄も具体的に記載して下さい。**(行政処分等に係る部分については必ず記載をしてください)**
- (注8) 第8号「専任技術者証明書」に記載された者の担当する業種に対応する技術資格を証明する資料のみ必要となります。
・指定学科を卒業後、実務経験で一般の専任技術者になる場合は、当該業種の指定学科であることが確認できる「卒業証明書(原本、写し及び学位記等は不可)」と「実務経験証明書」を添付します。
なお、別途「成績証明書(写し可)」を求める場合があります。
・「監理技術者資格者証」により資格を証明する場合は、「卒業証明書」、「実務経験証明書」、「指導監督的実務経験証明書」、「技術検定合格証明書等」の提出は要しません。
・資格によっては、資格取得後に実務経験が必要な場合があります。
(例:第二種電気工事士、技能検定の等級区分2級の場合等)
・建設業法第27条第1項に規定する技術検定(施工管理技士)に合格したことを証明する書類としては、技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書でも可能です。なお、合格通知書は合格証明書に代わるものではなく、合格証明書発行まで(半年程度)の暫定的な確認手段となります(技術検定のみ取扱いであり、それ以外の資格に関しては該当しません)。
・専門学校卒業の方で高度専門士・専門士の方は称号が確認出来る証明書の提出も必要となります。
・「登録基幹技能者講習修了証」により実務経験を証明する場合、講習修了証に「実務経験を有する建設業の種類について建設業第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことの記載がある必要があります。
・「登録基幹技能者講習修了証」により資格を証明する場合は、「実務経験証明書」の提出は要しません。
※「監理技術者資格者証」及び「登録基幹技能者講習修了証」は、有効期限が切れているものであっても「資格」や「実務経験」は認められます。
- (注9) 調書は、別紙1「役員等の一覧表」に記載された者全員及び「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載された者全員分が必要です。ただし、常勤役員等及び非常勤役員等を直接に補佐する者については、本調書の作成は要しません(第7号別紙、第7号の2別紙一及び第7号別紙二で作成)。
建設業法施行令第3条に規定する使用人が、役員等を兼ねている場合は、使用人の調書(様式第13号)の提出は省略可能です。(許可申請者の調書(様式第12号)に令第3条に規定する使用人の内容を記載して下さい。)
「賞罰の内容」欄も具体的に記載して下さい。株主等については、「役職名」の欄には「株主等」と記載します。「顧問」、「相談役」、「株主等」については、「賞罰」の欄への記載を要しません。
- (注10) 附属明細表については、特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
① 資本金の額が1億円超であるもの
② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの
- (注11) 申請者が法人の場合は法人税(その1納税額等証明用)、個人の場合は所得税の納税証明書を添付して下さい。
- (注12) 既に建設業許可を取得されている事業者の方は、決算変更届(=事業年度終了届)として提出して下さい。
許可換え新規の場合は、都県に提出したものを提出して下さい。
許可換え新規、般・特新規、業種追加申請の場合は、許可を受けようとする業種の「様式第二号 工事経歴書」の提出をお願いします。「工事経歴書」の「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意願います。例えば、注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載をお願いいたします。

《許可要件等の確認のために必要な書類について》

提出資料		申請及び届出事項					
		新規	許可換え新規	般・特新規	業種追加	更新	変更届出書
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）及び常勤役員等を直接補佐する者	I 現在の常勤性を証明する書類 事業所名の記載がある健康保険被保険者証(両面写) ※被保険者等記号・番号・保険者番号の3カ所をマスキングしてください。 ◎健康保険被保険者証に事業所名の記載が無い場合は以下の追加資料が必要となります。(いずれか一点) ▼「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(写)」、「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書(写)」、「健康保険組合からの資格証明書(発行後3ヶ月以内)」など ▼ 後期高齢者:「雇用契約書(写)」、「住民税特別徴収税額通知書(徴収義務者用)(写)」等 ▼ 役員: 税務署の受付印のある「確定申告書(表紙及び役員報酬明細)(写)」、就任依頼書・承諾書など ▼ 出向者:「出向協定書(写)」など(出向者名・出向期間・出向条件等が確認できるもの)。自動更新等で出向期間が見かけ上超過している場合は、出向元からの「出向証明書」 ※健康保険証は、一葉でご提出をお願いいたします。(合格証明書等、有資格の添付資料と用紙を分けてご提出をお願いいたします。)	○	○	○	○	○	
	II 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の経験を確認する書類 ※証明者と使用者(経験を積んだ会社)が異なる場合(例:法人の合併・解散等)、使用者の証明を得ることができない理由を備考欄に記載し、当該事実を確認できる資料(閉鎖登記簿謄本等)を添付してください。 「疎遠のため」等は不可とします。 ※様式第7号常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書及び様式第7号の2常勤役員等及び補佐する者証明書の自己証明は原則として認められません。 ただし、会社解散等やむを得ない場合に限り、当該事実を証明できる他の者(元取締役または本人)の証明とすることができます。(閉鎖謄本が必要となります。) 「疎遠のため」等の理由による自己証明は一切認めません。 経験期間を証明する資料(規則第7条第1号イ(1)に該当する者の場合) イ) 法人の役員としての経験の場合 (二点) ① 経験を積んだ会社の 経験期間分 の登記事項証明書・履歴事項全部証明書・閉鎖登記簿謄本等(写) ② 経験期間分 の建設業許可通知書(写) ※許可のない期間中の軽微な工事での経験の場合、許可通知書に代わり経験期間分の工事請負契約書又は注文書・請書のセット(写)(業種内容のわかるもの)が必要です。工事請負契約書又は注文書・請書のセットでないものは認められません。 ※非常勤役員で、担当業務のない期間は認められません。 ※無許可営業(軽微な工事を除く)や附帯工事による経験は認められません。 ロ) 令第3条使用人としての経験の場合 (一点) ① 就任時、退任時の変更届出書(様式第二十二号の二)(写)(受付印のあるもの) ※経験期間分が必要です。 ハ) 個人事業主としての経験の場合 (二点) ① 経験期間分 の税務署受付印のある確定申告書(写)の第一表及び第二表 ② 経験期間分 の建設業許可通知書(写) ※許可のない期間については役員と同様。 経験期間を証明する資料(規則第7条第1号ロ(1)(2)に該当する者の場合) ① 経験を積んだ会社の役員等の 経験期間分 の登記事項証明書・履歴事項全部証明書・閉鎖登記簿謄本等(写) ② 建設業の役員等の経験期間分 の建設業許可通知書(写) ※非常勤役員で、担当業務のない期間は認められません。 ※許可のない期間中の軽微な工事での経験の場合、許可通知書に代わり経験期間分の工事請負契約書又は注文書・請書のセット(写)(業種内容のわかるもの)が必要です。工事請負契約書又は注文書・請書のセットでないものは認められません。 ※無許可営業(軽微な工事を除く)や附帯工事による経験は認められません。 ③ 組織図(役員等に次ぐ職制上の地位としての経験の場合) ※P4記載の個別認定に必要な書類については、「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「経營業務の管理責任者の個別認定申請について」を参照下さい。	○	○	-	-	-	○

○常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の追加・変更

提出資料		申請及び届出事項		新規	許可換え新規	般・特新規	業種追加	更新	変更届出書
専任技術者	I 現在の常勤性を証明する書類・・・(1)を提出								
	(1) 事業所名の記載がある健康保険被保険者証(両面写) 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者と同様。								
	II 実務経験を証明する書類(専任技術者の要件が実務経験の場合のみ)・・・(2)及び(3)を提出								
	<p>※実務経験証明書は、自己証明は認められません。ただし、会社の解散の場合は、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役又は本人が証明。閉鎖簿本が必要)の証明を得ること。指導監督的実務経験証明書も同様。</p> <p>※実務経験証明書の証明者と使用者(経験を積んだ会社)が異なる場合(例:会社合併、会社の解散等の場合)は、「使用者の証明を得ることができない理由」を確認できる資料(閉鎖登記簿謄本等)も必要です。</p> <p>※無許可営業や附帯工事での経験は認められません。</p> <p>※実務経験を証明する書類として、「監理技術者資格者証」(写)や「登録基幹技能者講習修了証」(写)を添付する場合は提出不要です。</p> <p>(2) 実務経験の内容を確認する資料</p> <p>イ) 実務経験証明書(様式第九号)を提出する場合</p> <p>① 証明者が許可を有している(いた)期間は、経験期間分の建設業許可通知書(写) ※許可を有している(いた)期間を確認できない場合は、②が必要になります。</p> <p>② 証明者が許可を有していない期間は、経験期間分の工事請負契約書又は注文書・請書のセット(写)(業種内容のわかるもの)が必要です。工事請負契約書又は注文書・請書のセットでないものは認められません。</p> <p>ロ) 指導監督的実務経験証明書(様式第十号)を提出する場合</p> <p>① 証明書の実務経験の内容欄に記載した工事すべての工事請負契約書又は注文書・請書のセット(写) ※証明書に記載した内容(発注者・金額・内容・経験年数)が確認できない場合は、経験として認められません。</p> <p>※共同企業体(JV)で受注した工事の場合は、出資割合が確認できる協定書等も必要です。</p> <p>(3) 実務経験証明期間(使用された期間)の常勤性を確認できる資料(以下のいずれか一点)</p> <p>イ) 健康保険被保険者証(写) (事業所名と資格取得日の記載されているもので、経験を積んだ会社(証明会社)に引き続き在職の場合に限る) ※健康保険被保険者証の資格取得日が、「使用された期間」と一致していない場合は、ロ)が必要になります。</p> <p>ロ) 厚生年金被保険者記録照会回答票(写)(該当する事業所名が記載されていること) ※過去の出向先での経験を証明する場合には、別途経験期間を網羅する「出向協定書等(写)」も必要です。</p>								
営業所	I 営業所に関する確認資料(主たる営業所も含む。)								
	(1) 営業所の実態を確認する資料 営業所の写真(以下の4点) ※概ね3ヶ月以内に撮影したもの ・営業所の外部・・・①建物の全景、②営業所の名称を明記した営業所の入口部分 ・営業所の内部・・・③主な執務室の状況が確認できる程度のもの ・建設業の許可票・・・④記載内容が確認できるもの(新規許可申請の場合は不要) ※自己所有又は賃貸借等の別を記載すること(写真台紙の例を参照)								
社会保険加入状況	I 健康保険等の加入状況に関する確認資料・・・(1)及び(2)を提出								
	(1) 健康保険及び厚生年金保険の加入状況を証明する資料(以下のいずれか一点)								
	(2) 雇用保険の加入状況を証明する資料(以下のイ)ロ) 両方もしくはハ))								

▽申請書等の審査において必要が生じた場合、上記以外の資料の提出や原本の提示を求める場合がございます。
▽提出資料により事実を確認することができない事項については認められません。ご承知願います。

(3)「申請の方法」と「標準処理期間」等

申請書類は関東地方整備局へ原則郵送により提出してください。受理した後、申請内容の審査を行います。その際、申請内容に関する照会・補正を行うことがあります。

審査の結果、許可基準を満たしていると判断された場合には許可通知が、許可基準を満たさないと判断された場合には許可の拒否通知が関東地方整備局長から申請者に対して送付されます。

○提出先 国土交通省関東地方整備局 建政部 建設産業第一課

○提出部数 正本・副本(様式第一号の写し:受領印が必要な場合) 各1部
(正本:関東地方整備局分、副本:申請者の控え)

○郵送の場合 〒330-9739 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館6F

◎重要な書類につきましては、一般書留等記録の残る配達方法にて送付してください。

◎副本に受領印をご希望の方は、副本(1枚目のコピー)・返信用封筒(切手貼付・返送先と担当者名記載のもの)を同封してください。なお、副本返送までには2週間程度を要します。予めご承知ください。

○持参の場合 (午前)9時30分-11時00分 (午後)13時00分-16時00分
(受付時間)

○許可申請の標準的な処理期間について

申請から許可等の処分がなされるまでに要する期間は、概ね90日程度です。

※補正に要する期間は含みません。

※合併、会社分割、事業譲渡等の組織再編を予定している場合は、事前に余裕をもってご相談下さい。

※個別の審査状況・許可通知発出の目途等のお問い合わせにつきましては回答できません。ご了承ください。

○許可通知等の送付について

許可の通知は、「許可通知書」を関東地方整備局から申請者の主たる営業所(本社)へ簡易書留で郵送します。

「許可通知書」は、紛失や変更事項(代表者、所在地等)があっても再交付できません。



※以下、申請にあたっての留意事項です。

○申請期限

・「更新」：許可の有効期間が満了する日の**30日前まで**(申請の受付は目安としては3ヶ月前から)。

※「更新」の代わりに、「許可換え新規」、「般特新規」申請する場合も同様に提出して下さい。

・「般・特新規+更新」、「業種追加+更新」、「般・特新規+業種追加+更新」：許可の有効期間が満了する日の**6ヶ月前まで**。

※申請期限を過ぎてから申請することがないように十分ご注意願います。

○許可の一本化(=許可の有効期間の調整)

同一業者で許可日の異なる二つ以上の許可を受けているものについては、先に有効期間の満了を迎える許可の**更新を申請する際に**、有効期間が残っている他の全ての許可についても同時に一件の許可の更新として申請することができます。このことを許可の一本化といいます。

○許可申請の取下げ及び登録免許税の還付

許可申請を提出し受付された後に許可申請を取り下げる場合は、「許可申請の取下げ願」(建設業許可事務ガイドライン 別紙4)を関東地方整備局へ提出して下さい。

許可申請を取り下げる場合、または許可申請が却下された場合、当該申請に伴って納付した登録免許税の還付を受けることができます。「許可申請の取下げ願」(取り下げる場合)および「登録免許税の還付願」(建設業許可事務ガイドライン 別紙7)を関東地方整備局へ提出して下さい。

なお、許可の更新申請及び業種追加の申請を行った者が納付した許可手数料(収入印紙)は返還できません。

別紙4	令和 年 月 日
関東地方整備局長 殿	
住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
一般	建設業の許可申請の取下げ願
特定	
令和 年 月 日付で 一般	建設業の許可申請を
しましたが、下記の理由により許可の取下げを致します。	
記	
取下げ理由	

別紙7	令和 年 月 日
関東地方整備局建政部建設産業第一課長 殿	
住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
登録免許税の還付願	
一般	
令和 年 月 日付で 一般	建設業の許可申請を
しましたが、却下された	ので、下記により登録免許税
取り下げした	の還付を請求いたします。
記	
1 納付額	
2 却下	年 月 日
取下	
3 最寄郵便局の名称及び所在地	

【4. 許可取得後の手続き(変更届・廃業届の提出等)】

○許可を受けた後、下表に該当する変更事項が生じた場合、建設業法第11条および第12条により変更届出書・廃業届等を届出期間内に提出する必要があります。

○提出をしない場合、**建設業法第50条による罰則(6月以下の懲役又は100万円以下の罰金)があります。**

○提出期限内に提出がされない場合、提出できない理由及び今後の再発防止策について**書面等により報告を求める場合があります。**

また、必要な届出がされないで許可申請の手続きを行うことができない場合がありますのでご注意ください。

▽必要書類及び添付書類で、発行日のあるものは、発行から3か月以内のものを提出してください(修業(卒業)証明書は除く)。

※届出にあたっては、【3. 許可申請の手続きについて】(2)許可申請書類等の注意書きも参照して下さい。

(1) 変更届

No.	変更事項	必要書類・添付書類	届出期間
1	商号又は名称	①22号の2 変更届出書(第一面) ②登記事項証明書 ※登記事項証明書は、変更前後の商号がわかるもの。	30日以内
2	主たる営業所の所在地・電話番号・郵便番号	①22号の2 変更届出書(第一面) ②登記事項証明書 ③営業所の写真(営業所の形態を確認できるもので、建物の外観、入口付近、営業所の内部および建設業許可標識を写したもの) ※市町村合併や区画整理等に伴う所在地変更(住居表示の変更)の場合も届出が必要です。変更届出書の備考欄に変更理由を記載してください。 ※主たる営業所の所在地と登記上の所在地を分ける場合、および登記上の所在地のみを変更する場合については届出不要。	30日以内
3	資本金額	①22号の2 変更届出書(第一面) ②登記事項証明書	30日以内
4	代表者(申請者)	①22号の2 変更届出書(第一面) ②登記事項証明書 ※既存の役員が、代表者(申請者)になる場合。例:取締役→代表取締役 新たな者が代表者(申請者)に就任する場合は、No.5(役員等の就任)の届出も提出。	30日以内
5	役員等の就任	①22号の2 変更届出書(第一面) ②6号 誓約書 ③12号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 ④登記されていないことの証明書(P11注5を参照) ⑤市町村の長の証明書(身分証明書)(P11注6を参照) ⑥登記事項証明書 ※身分証明書は、外国籍の者は省略可能。ただし、その場合は、「登記されていないことの証明書」の「本籍」欄に国籍を記載した証明書を提出して下さい。 ※登記事項証明書は、変更がない場合は省略可。 ※総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等に変更があった場合には、変更を覚知してから30日以内に提出して下さい。(株主等の変更の場合、④⑤⑥については提出不要です。) ※④⑤については、既存の令3条使用人が役員に就任する場合も届出が必要です。	30日以内
	役員等の退(辞)任	①22号の2 変更届出書(第一面) ②登記事項証明書 ※登記事項証明書は、退(辞)任の日付が確認できるもの。 ※登記事項証明書は、変更がない場合は省略可。 ※退(辞)任する役員が、経營業務の管理責任者や専任技術者の場合は、No.12(経營業務の管理責任者)やNo.13(専任技術者)に係る届出も同時に提出。 ※総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等に変更があった場合には、変更を覚知してから30日以内に提出して下さい。	30日以内
	役員等の氏名(改姓・改名) ※役職名の変更含む	①22号の2 変更届出書(第一面) ②登記事項証明書 ※登記事項証明書は、変更がない場合は省略可。 ※役員が、経營業務の管理責任者や専任技術者の場合は、No.12(経營業務の管理責任者)やNo.13(専任技術者)に係る届出も同時に提出。 ※総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等に変更があった場合には、変更を覚知してから30日以内に提出して下さい。 ※役職名の変更とは、例:代表取締役→取締役、取締役→相談役、相談役→顧問、取締役→株主等です。	30日以内
6	建設業法施行令第3条に規定する使用人の就任・退任・変更	①22号の2 変更届出書(第一面) ②6号 誓約書 ③13号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ④登記されていないことの証明書(P11注5を参照) ⑤市町村の長の証明書(身分証明書)(P11注6を参照) ※令3条使用人を退任する場合は、①のみ提出。 ※既存の令3条使用人が、営業所を変更する場合は、④⑤は省略可能。 ※営業所の新設を伴う場合は、「11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人一覧表」も提出。 ※身分証明書は、外国籍の者は省略可能。ただし、その場合は、「登記されていないことの証明書」の「本籍」欄に国籍を記載した証明書を提出して下さい。 ※④⑤については、既存の役員が令3条使用人に就任する場合も届出が必要です。	2週間以内

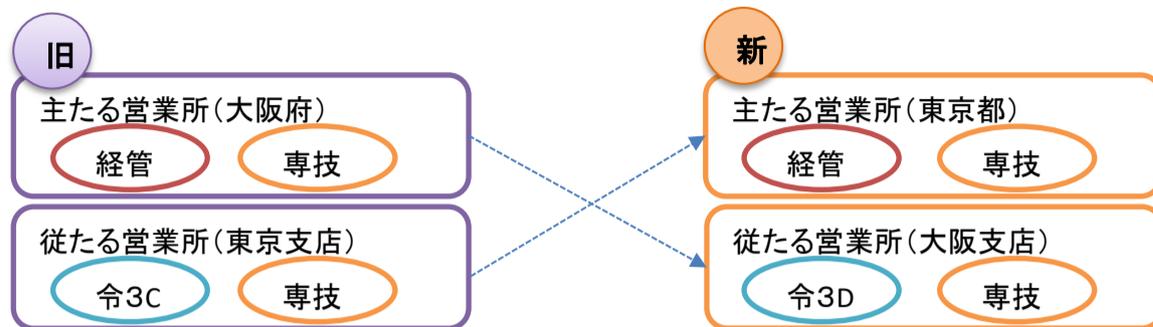
No.	変更事項	必要書類・添付書類	届出期間
7	従たる営業所の名称	①22号の2 変更届出書(第一面・第二面) ②登記事項証明書 ※従たる営業所の名称変更の場合、第二面 区分4(旧営業所の廃止)及び第二面 区分3(新営業所の追加)としての取扱となりますので、変更届出書(第二面)は計2枚必要です。 ※登記事項証明書は、変更がない場合は省略可能。 ※No.15(健康保険等の加入状況)に係る届出も同時に提出。	30日以内
8	従たる営業所の所在地・電話番号・郵便番号	①22号の2 変更届出書(第一面・第二面) ②登記事項証明書(記載事項に変更がある場合) ③営業所の写真(営業所の形態を確認できるもので、建物の外観、入口付近及び営業所の内部および建設業許可標識を写したもの) ※市町村合併や区画整理等に伴う所在地変更(住居表示の変更)の場合も届出が必要。変更届出書の備考欄に変更理由を記載し、変更内容が確認できる資料を添付してください。なお、確認資料は省略可能。	30日以内
9	主たる・従たる営業所の業種の追加又は廃止 ※既存の許可業種内での変更	①22号の2 変更届出書(第一面・第二面) ※No.13(専任技術者の変更・追加・削除)に係る届出も同時に提出。	30日以内
10	従たる営業所の新設	①22号の2 変更届出書(第一面・第二面) ②登記事項証明書 ③営業所の写真(営業所の形態を確認できるもので、建物の外観、入口付近及び営業所の内部および建設業許可標識を写したもの) ※No.6(令第3条使用人の就任)、No.13(専任技術者の追加・変更)及びNo.15(健康保険等の加入状況)に係る届出も同時に提出。 ※営業所の新設を伴う場合は、「11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人一覧表」も提出。(No.6参照) ※従たる営業所が登記されていない場合は、登記事項証明書は省略可能。	30日以内
11	従たる営業所の廃止	①22号の2 変更届出書(第一面・第二面) ※No.6(令第3条使用人の退任)、No.13(専任技術者の変更・削除)及びNo.15(健康保険等の加入状況)に係る届出も同時に提出。 ※般・特新規、業種追加の許可取得後に、営業する業種がないため廃止する営業所がある場合は、許可取得後に営業所廃止の届出が必要。(変更年月日は許可年月日と同じになる。)	30日以内
12	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)及び常勤役員等を直接に補佐する者の変更・追加	【規則第7条第1号イ(1)(2)(3)に該当する者の変更・追加の場合】 ①22号の2 変更届出書(第一面) ②7号 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書 ③7号別紙 常勤役員等の略歴書 ④健康被保険者証カード(両面)の写し ⑤経歴を確認する資料(商業登記簿謄本等) 【規則第7条第1号ロ(1)(2)に該当する者の変更・追加の場合】 ①22号の2 変更届出書(第一面) ②7号の2 常勤役員等及び補佐する者の証明書 ③7号の2別紙一 常勤役員等の略歴書 ④7号の2別紙二 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 ⑤健康被保険者証カード(両面)の写し ※P.4記載の個別認定が必要な場合には、「経營業務の管理責任者の個別認定について」(関東地方整備局HP掲載)を参照の上、個別認定申請を行って下さい。	2週間以内
	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)及び常勤役員等を直接に補佐する者の氏名変更(改姓・改名)	【規則第7条第1号イ(1)(2)(3)に該当する者の変更の場合】 ①22号の2 変更届出書(第一面) ②7号 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書 ③7号別紙 常勤役員等の略歴書 ④戸籍抄本又は住民票の抄本(変更前後の氏名が確認できるもの) 【規則第7条第1号ロ(1)(2)に該当する者の変更・追加の場合】 ①22号の2 変更届出書(第一面) ②7号の2 常勤役員等及び補佐する者の証明書 ③7号の2別紙一 常勤役員等の略歴書 ④7号の2別紙二 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 ⑤戸籍抄本又は住民票の抄本(変更前後の氏名が確認できるもの)	2週間以内
	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)及び常勤役員等を直接に補佐する者の削除	①22号の2 変更届出書(第一面) ②22号の3 届出書 ※一部廃業に伴う場合や常勤役員等(経營業務の管理責任者等)及び常勤役員等を直接に補佐する者の要件を欠いた時等に届出が必要。	2週間以内

No.	変更事項	必要書類・添付書類	届出期間
13	専任技術者の変更・追加・削除 ※8号の区分(項番61)が以下の場合 2. 担当業種又は有資格区分の変更 3. 追加 4. 交替に伴う削除 5. 営業所のみの変更	①22号の2 変更届出書(第一面) ②8号 専任技術者証明書(新規・変更) ③技術者の要件を証する書面 【国家資格者等の場合】 ア 合格証明書等(写) 【実務経験(指定学科卒業)の場合】 イ 修業(卒業)証明書(原本) + 9号 実務経験証明書 + 実務経験を確認する資料 (専門学校卒業の高度専門士・専門士の方は、称号が確認出来る証明書) 【実務経験の場合(資格取得後に実務経験が必要な場合も含む)】 ウ 9号 実務経験証明書 + 実務経験を確認する資料 【特定建設業許可の実務経験の場合】 エ 10号 指導監督的実務経験証明書 + 9号 実務経験証明書 + 実務経験を確認する資料 【監理技術者資格者証を有する場合】 オ 監理技術者資格者証(両面)(写) (有効期限が切れているものであっても認められます。) 【登録基幹技能者講習修了証を有する場合】 カ 「実務経験を有する建設業の種類について建設業第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことの記載がある登録基幹技能者講習修了証(写) (有効期限が切れているものであっても認められます。) ④健康被保険者証カード(両面)の写し(区分3の場合のみ) ※区分2は、③は追加する業種・有資格に係るもののみで可。 ※区分4は、①②のみで可。 ※区分5は、①②のみで可。 ※担当業種と所属営業所の両方を変更する場合は、区分2と区分5(計2枚)が必要。 ※般・特新規、業種追加の許可取得後に担当業種に変更がある専任技術者がいる場合は、許可取得後に専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更の届出が必要。(変更年月日は許可年月日と同じになる。)	2週間以内
	専任技術者の氏名変更(改姓・改名)	①22号の2 変更届出書(第一面) ②8号 専任技術者証明書(新規・変更) ③戸籍抄本又は住民票の抄本(変更前後の氏名が確認できるもの) ※8号は、項番61が区分3(変更後氏名)及び区分4(変更前氏名)のものが計2枚必要。 ※氏名変更が必要な合格証明書等を使用している場合は、適宜手続きを行ってください。	2週間以内
	専任技術者の削除 ※後任の専任技術者がいない場合	①22号の2 変更届出書(第一面) ②22号の3 届出書 ※No.9(営業所の業種廃止)、No.11(営業所の廃止)、廃業No.1(一部廃業)に係る届出についても該当するものを提出。 ※一部廃業の場合、廃業しない業種について引き続き専任技術者となる者、営業所の廃止に伴い所属営業所を変更し引き続き専任技術者となる者については、22号の3ではなく8号専任技術者証明書を提出。 ※般・特新規、業種追加の許可取得後に担当業種が無くなる専任技術者がいる場合は、許可取得後に専任技術者の削除の届出が必要。(変更年月日は許可年月日と同じになる。)	2週間以内
14	法第8条第1号及び第7号から第13号までのいずれかに該当するに至ったとき	①22号の3 届出書	2週間以内
15	健康保険等の加入状況	①22号の2 変更届出書 (第一面は健康保険の加入状況のみの変更の場合は提出、その他の変更届と同時の場合には記載を省略可) ②7号の3 健康保険等の加入状況 ③健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る領収証書(写)又は納入証明書(写) ④労働保険概算・確定保険料申告書(写)、領収済通知書(写)(雇用保険に係るもの) ⑤事業所非該当承認通知書(写) ※変更が従業員数のみである場合においては、決算変更届提出時に併せて提出。 ※⑤は雇用保険事業所非該当承認を受けている場合のみ。 ※③④⑤はNo.7(従たる営業所の名称)、No.10(従たる営業所の新設)の場合も、届出に係る営業所分について提出。No.11(従たる営業所の廃止)の場合は提出不要。	2週間以内

★主たる営業所と従たる営業所を入れ替える場合に必要な変更届出書について★

例:

主たる営業所を大阪府(近畿地方整備局管内)から東京都(関東地方整備局管内)へ移転させ、主・従の営業所を入れ替える。
(旧)主たる営業所が大阪支店に、東京支店が(新)主たる営業所になる場合(それぞれ同一所在地とする。)



No	変更事項	必要書類・添付書類	備考
1	主たる営業所の所在地 (例:大阪府→東京都)	①22号の2 変更届出書(第一面) ②登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ③営業所の写真 ※主たる営業所の業種が変わる場合は、「22号の2 変更届出書(第二面)」も必要。	・主従の場所が従前と同一場所であれば、営業所の写真は省略可能。 ・主たる営業所の業種が変わる場合、「22号の2 変更届出書(第二面)」における項番81の区分は「2」。(区分ごとに1枚ずつ提出。)
2	従たる営業所の廃止 (例:東京支店の廃止)	①22号の2 変更届出書(第一面・第二面) ②7号の3 健康保険等の加入状況	・「22号の2 変更届出書(第二面)」における項番81の区分は「4」。(区分ごとに1枚ずつ提出。)
3	従たる営業所の新設 (例:大阪支店の新設)	①22号の2 変更届出書(第一面・第二面) ②登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ③営業所の写真 ※令第3条使用人の退任及び専任技術者に係る届出も同時に提出。 ※従たる営業所が登記されていない場合は、②を省略可能。 ④7号の3 健康保険等の加入状況 ⑤健康保険等の加入状況に係る確認書類(写)	・「22号の2 変更届出書(第二面)」における項番81の区分は「3」。(区分ごとに1枚ずつ提出。)
4	令第3条使用人の就任・退任・変更 (例:令3Cの退任、令3Dの就任)	①22号の2 変更届出書(第一面) ②6号 誓約書 ③13号 建設業法施行令第3条使用人の住所、生年月日に関する調書 ④登記されていないことの証明書 ⑤市区町村の長の証明書(身分証明書) ※令第3条使用人を退任する場合は①のみ提出 ※既存の令第3条使用人が営業所を変更する場合は、④⑤省略可能 ※営業所の新設に伴う場合は、「11号 令第3条使用人一覧表」も提出。 ※外国籍の場合、身分証明書は省略可能。ただし、「登記されていないことの証明」の「本籍」欄に国籍を記載した証明書を提出。	
5	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)及び常勤役員等を直接に補佐する者の変更・追加(例:経管をAからBに変更)	【規則第7条第1号イ(1)(2)(3)に該当する者の変更・追加の場合】 ①22号の2 変更届出書(第一面) ②7号 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書 ③7号別紙 常勤役員等の略歴書 ④健康被保険者証カード(両面)の写し ⑤経験を確認する資料(商業登記簿謄本等) 【規則第7条第1号ロ(1)(2)に該当する者の変更・追加の場合】 ①22号の2 変更届出書(第一面) ②7号の2 常勤役員等及び補佐する者の証明書 ③7号の2別紙一 常勤役員等の略歴書 ④7号の2別紙二 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 ⑤健康被保険者証カード(両面)の写し ※P.4記載の個別認定が必要な場合には、「経營業務の管理責任者の個別認定について」(関東地方整備局HP掲載)をご参照の上、個別認定を行って下さい。	
6	専任技術者の変更・追加・削除(例:専技E・Fの営業所のみの変更)	①22号の2 変更届出書(第一面) ②8号 専任技術者証明書(新規・変更) ③技術者の要件を証する書面 ④健康被保険者証カード(写) ※所属する営業所が変わるため区分5を提出。③は省略可能。 ※担当業種が変わる場合区分2も提出。追加する業種が実務経験の場合、実務経験の確認資料も必要。 ※専任技術者の交代がある場合、区分3・4(追加・交代に伴う削除)を提出。	・申請区分が複数になる場合は、区分ごとに一枚ずつ提出。(複数の区分を1枚にまとめることはできない。)

(2) 決算変更届・・・事業年度が終了するごとに届出を行う必要があります。(1/2)

決算変更届は、建設業法第11条第2項にて、毎事業年度経過後4ヶ月以内に提出することと定められています。
 なお、期限までに提出されなかった場合、その理由や再発防止について書面等により確認する場合があります。

No.	変更事項	必要書類・添付書類	届出期間
1	決算報告 (=事業年度終了届)	別紙8 変更届出書(=建設業許可事務ガイドラインで定める様式) (1)02号 工事経歴書 ●注文者及び工事名には個人名を記載せず、記号等で記載のこと。(姓のみの記載も不可) (2)03号 直前3年の各事業年度における工事施工金額 (3)15号 貸借対照表 (3)16号 損益計算書(法人の場合は、完成工事原価報告書付) (4)17号の2 株主資本等変動計算書 (4)17号の2 注記表 (5)事業報告書(任意様式)(特例有限会社を除く株式会社のみ提出) ●必要記載事項は、会社法施行規則にて規定。 (6)17号の3 附属明細表(※) ※ 特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出すること。 ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社は、有価証券報告書(写)の提出をもって附属明細書の提出に代えることが可能。 (1) 資本金の額が1億円超であるもの (2) 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの (7)法人税 納税証明書(その1)[法人の場合] ※原本を提出 ●電子納税証明書(PDF形式)で発行されたものの提出も可能です。税務署(国税局)から電子データにて発行されたPDFを印刷して提出してください。(電子納税証明書(PDF形式)には、QRコードが印字されているもの) ●電子納税証明書(XML形式)で発行されたものを印刷したものは提出不可です。(電子データに電子署名が付与されているもののため) (8)所得税 納税証明書(その1)[個人の場合] ※原本を提出 ◎以下(9)～(12)の書類については、変更があった場合のみ提出 (9)04号 使用人数 ※決算日時点の人数を記載。 (10)11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ※決算日時点の人数を記載。 (11)定款(任意様式)※決算日時点のものを提出。 (12)7号の3 健康保険等の加入状況 ※決算日時点の状況を記載。 ●人数の変更があった場合は、必ず提出すること。 ●健康保険等の加入状況を提出する場合は、次の1.～3.のうちいずれか1つを確認資料として提出すること。 1. 健康保険及び厚生年金保険の保険料の加入に係る領収書(写) 2. 健康保険及び厚生年金保険料の納入証明書(写) 3. 労働保険概算・確定保険料申告書(写) 及び これにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書(写) ※ 添付資料についても、決算日時点のものを添付すること。	事業年度終了後4ヶ月以内

- 提出方法 原則、郵送。記録の残る配達方法にて提出してください。(一般書留やレターパック等)
- 提出先 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課「決算変更届」窓口
- その他
 - ・受付印を希望される方は、「別紙8 変更届出書(鏡のみ)」と「返信用封筒(切手貼り付け、返送先と担当者名を記載したもの)」を同封してください。
 - ・資料を両面印刷するときは「長辺とじ」としてください。

※ 建設業法第 11 条第 2 項の規定により、毎事業年度終了後、4ヶ月以内に提出をしてください。

※ 建設業許可事務ガイドラインで定める本様式にて、提出してください。

別紙 8

【 記載例 】

変 更 届 出 書

提出前に国土交通大臣許可か、必ず確認。

〇〇知事許可で提出は NG。

令和 年 月 日

許可番号 国土交通大臣許可（般・特一 **29**）第 **12345** 号

法人番号 **1234567890123**

届出者 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1

住所、会社名、代表者名を記載しているか確認。記載忘れが多いので要注意。

(株)国土交通建設

代表者取締役 国交 太郎

関東地方整備局長 殿

関東地方整備局長あてが確認。

国土交通大臣や〇〇知事あては NG。

事業年度（第 〇〇 期 令和 **3** 年 **7** 月 **1** 日 から 令和 **4** 年 **6** 月 **30** 日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等
変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 法人税納付済額証明書
(8) 所得税納付済額証明書 (9) 使用人数 (10) 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の
一覧表 (11) 定款 (12) 健康保険等の加入状況

健康保険等の加入状況を提出する際は、添付資料も忘れずに。

記載要領

(1) から (12) までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

【連絡先】 ※ 内容に関する問合せに対応ができる者の連絡先（電話番号及び FAX 番号）を必ず記載

所属等

氏名

△△△部 ***

建設 花子

電話番号

FAX番号

03-0000-0000

03-0000-9999

(2) 決算変更届・・・事業年度が終了するごとに届出を行う必要があります。(2/2)

決算変更届の提出後に訂正を要する場合は、次のとおり訂正の届出を行ってください。

No.	変更事項	必要書類・添付書類	届出期間						
2	決算報告(=事業年度終了届)の訂正	<p>別紙8 変更届出書(=建設業許可事務ガイドラインで定める様式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書(鏡)に【訂正】と朱書きしたものを鏡として添付すること。 ●前回提出した変更届出書(鏡)をコピーして添付しないこと。 <p>◎以下、変更する書類を添付すること</p> <p>(1) 2号 工事経歴書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訂正箇所(訂正ページ)だけでなく、修正した業種の工事経歴書一式を添付すること。 <p>(例) 5業種のうち2業種を修正した場合、修正した2業種の工事経歴書一式を提出すること。</p> <p>(2) 3号 直前3年の各事業年度における工事施工金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訂正箇所(訂正ページ)だけでなく、修正した直前3年の各事業年度における工事施工金額一式を添付すること。 <p>(3) 15号 貸借対照表 16号 損益計算書(法人の場合は、完成工事原価報告書付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●提出済みの財務諸表をコピーし、訂正する数値を赤二重線で消し、正しい数値を赤字で記載すること。 ●提出するときは、一式添付すること。 <p>(記載例) ←貸借対照表及び損益計算書を修正するときの記載例</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>I 株主資本</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>(1) 資本金</td> <td style="text-align: right;">40,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> </table> <p>(4) 17号の2 株主資本等変動計算書 17号の2 注記表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一式添付すること。 <p>(5) 事業報告書(任意様式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一式添付すること。 <p>(6) 17号の3 附属明細表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一式添付すること。 <p>(7) 法人税 納税証明書 (その1) [法人の場合] ※原本を提出</p> <p>(8) 所得税 納税証明書 (その1) [個人の場合] ※原本を提出</p> <p>(9) 4号 使用人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ●修正した書類を添付すること。 <p>(10) 11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●決算日時点で状況で訂正がある場合のみ、それ以外は、変更届を提出すること。 <p>(11) 定款(任意様式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一式添付すること。 <p>(12) 7号の3 健康保険等の加入状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●決算日時点で状況で訂正がある場合のみ、それ以外は、変更届を提出すること。 	I 株主資本	千円	(1) 資本金	40,000		50,000	訂正が必要な時期に都度届出
I 株主資本	千円								
(1) 資本金	40,000								
	50,000								

- 提出方法 決算変更届と同じ。
- 提出先 決算変更届と同じ。
- その他
 - ・受付印を希望される方は、【訂正】と朱書きされた「別紙8 変更届出書(鏡のみ)」と「返信用封筒(切手貼り付け、返送先と担当者名を記載したもの)」を同封してください。
 - ・資料を両面印刷するときは「長辺とじ」としてください。

※ 訂正の届け出をするときは、変更届出書に朱書きで【訂正】と記載したものを鏡にしてください。

※ 建設業許可事務ガイドラインで定める本様式にて、提出してください。

別紙8

【記載例】

変更届出書 【訂正】

提出前に国土交通大臣許可か、必ず確認。

〇〇知事許可で提出はNG。

令和 年 月 日

許可番号 国土交通大臣許可（般・特一 29）第 12345 号

法人番号 1234567890123

届出者 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

住所、会社名、代表者名を記載しているか確認。記載忘れが多いので要注意。

(株)国土交通建設

代表者取締役 国交 太郎

関東地方整備局長 殿

関東地方整備局長あてが確認。

国土交通大臣や〇〇知事あてはNG。

事業年度（第〇〇期 令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

※ 訂正前のものと同じ内容を記載してください。

記

(1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 法人税納付済額証明書 (8) 所得税納付済額証明書 (9) 使用人数 (10) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (11) 定款 (12) 健康保険等の加入状況

※ 訂正する項目の番号のみを○でかこんでください。

記載要領

(1) から (12) までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

訂正する（今回提出する）資料にだけ○をつける。

【連絡先】 ※ 内容に関する問合せに対応ができる者の連絡先（電話番号及びFAX番号）を必ず記載

所属等

△△△部 ***

氏名

建設 花子

電話番号

03-0000-0000

FAX番号

03-0000-9999

(3) 廃業届(法人として許可を得ている建設業を廃業する場合)

No.	変更事項	必要書類・添付書類	届出期間
1	全業種の廃業 (全廃業)	①22号の4 廃業届 ※届出人は以下のとおり(一部廃業の場合も同様) ア 許可に係る建設業者が死亡したとき【相続人が届出】 イ 法人が合併により消滅したとき【役員であった者が届出】 ウ 法人が破産手続開始の決定により解散したとき【破産管財人が届出】 エ 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき【清算人が届出】 オ 許可を受けた建設業を廃止したとき【代表者が届出】 ※届出人の身分等が確認できる資料(閉鎖事項全部証明書、破産管財人の資格証明書及び印鑑証明書等)も提出。	30日以内
2	一部業種の廃業 (一部廃業)	①22号の4 廃業届 ※No.9(営業所の業種廃止)又はNo.11(営業所の廃止)+No.6(令第3条使用人の退任)、及びNo.13(専任技術者の変更・削除)に係る届出も同時に提出。	30日以内

ご注意ください

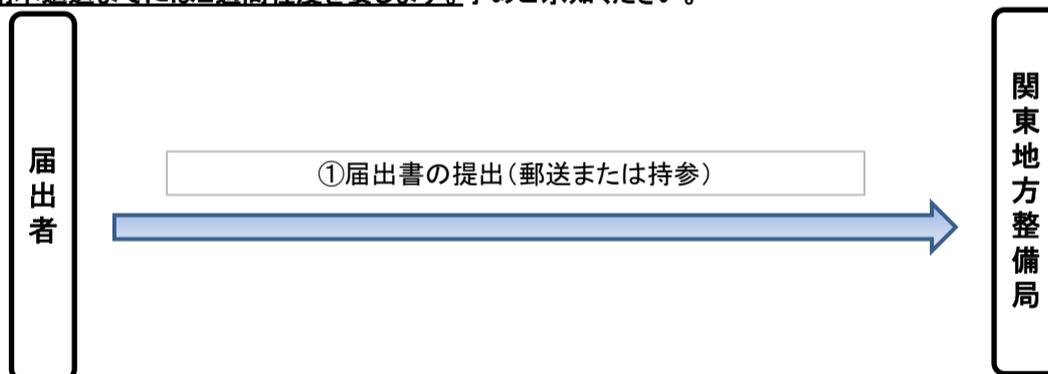
廃業は法人として許可を得ている建設業を行わなくなった場合に行う手続きのため、以下のような場合は廃業届の提出は不要です。

- ①従たる営業所を廃止する場合で他営業所で同業種の営業を引き続き行う場合
- ②主たる営業所・従たる営業所の一部の営業業種を廃止する場合で他営業所で同業種の営業を引き続き行う場合

(4) 届出の方法

変更等の届出書は関東地方整備局へ原則郵送等により提出してください(許可申請と同様)。審査の際、届出内容に関する照会・補正を行うことがあります。届出に対する関東地方整備局からの通知等はございません(廃業届は除く)。

- 提出先 国土交通省関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業申請・届出窓口
- 受付時間 (午前)9時30分～11時00分 (午後)13時00分～16時00分
- 提出部数 正本・副本(1枚目のコピー:受理印が必要な場合のみ) 各1部
(正本:関東地方整備局分、副本:申請者の控え)
- 郵送の場合 〒330-9739 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館6F
- 持参の場合 (午前)9時30分～11時00分 (午後)13時00分～16時00分
(受付時間)
- ◎重要な書類につきましては、一般書留等記録の残る配達方法にて送付してください。
- ◎副本に受領印をご希望の方は、副本(1枚目のコピー)・返信用封筒(切手貼付・返送先と担当者名記載のもの)を同封してください。
なお、副本返送までには2週間程度を要します。予めご承知ください。



※各種変更届(決算変更届を含む)は建設業法第11条、12条及び国土交通省令に基づき、提出期限が定められておりますので、期限内の提出をお願いいたします。

提出期限内に提出がなされない場合は、提出できない理由及び今後の再発防止策について文書による報告を求められます。

※届出後に要件不足が発覚した場合や誤った届出をした場合は、関東地方整備局まで速やかにご連絡下さい。

(5) 標識の掲示について

○建設業者は、その店舗及び建設工事(発注者から直接請け負ったものに限る。)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に「標識」を掲示しなければなりません(建設業法第40条)。なお、建設業を営む者は、当該建設業について、建設業の許可を受けていないのに、その許可を受けた建設業者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはなりません(建設業法第40条の2)。

(1) 店舗に掲げる標識(施行規則第25条関係 様式第28号)

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可 () 第 号	
			
		国土交通大臣 知事 許可 () 第 号	
この店舗で営業している建設業			

40cm以

35cm以上

〈記載要領〉

「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。

ここに入る数字及び許可年月日は更新するたびに変わります。

(2) 建設工事の現場に掲げる標識 (施行規則第25条関係 様式第29号)

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業 又 特定建設業 の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事 許可 () 第 号		
許可年月日			

35cm以上

25cm以上

〈記載要領〉

- 「主任技術者の氏名」欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、非専任(監理技術者を補佐する者を配置)と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4号に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。

【5. その他】

（1）許可証明書の交付について

国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、関東地方整備局管内に主たる営業所がある建設業者に限り、関東地方整備局にて「許可証明書」の交付を行っています。

この証明書は、入札参加資格申請等において建設業の許可を有していることを証明する場合や、更新の申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る許可の処分がなされず、その間建設工事の発注者や契約相手方に許可の状況を証明する場合などに利用していただくものです。

【1】申請対象者

- ①現在更新許可を申請中である者（請求は1者につき1部）
- ②災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等特段の事情がある者

【2】申請方法

申請書類は関東地方整備局へ原則郵送により提出してください。

申請は随時受け付けていますが、「許可証明書」の即日発行は行っておりませんのでご了承願います。（許可証明書の発行は月2回です。）

【3】申請書類

申請に必要な書類等は以下のとおりです。手数料は無料です。

①許可証明願（下記の見本を参考にA4サイズで1部作成してください。）

②返信用封筒（かならず返信用の切手を貼付、宛先を記入したもの）

※関東地方整備局の窓口で受け取りを希望される場合は不要です。その場合その旨と連絡先を記載した書面を添付して下さい。窓口での受け取りの場合は、受領書及び委任状（任意様式）が必要になります。

③更新中であることがわかる資料：請求される前に「許可通知書」にある「有効期限」を確認してください。

更新を申請した際に提出した申請書類のうち、表紙の「様式第1号」を受付印がはっきり分かるようにコピーして一緒に提出して下さい。

④ おおむね3ヶ月以内に商号・代表者（申請者）・法人所在地についての変更、および一部業種の廃業等を届出した場合は、当該届出書の写し（受領印のあるもの）も添付してください。

【4】提出先

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館6階

国土交通省 関東地方整備局 建設部建設産業第一課 建設業係

※持参の場合

（午前）9時30分～11時00分 （午後）13時00分～16時00分

※上記閉庁日以外に、システム整備により発行に2週間以上かかる場合があります。

（例年8月中旬お盆時期頃及び年度末3月末頃）

見本	提出日	年	月	日
国土交通省 関東地方整備局 建設部 建設産業第一課長 殿				
申請者	第	許可番号	号	
主たる営業所の所在地				
商号				
代表者名		代表印		
許可証明願				
下記の理由により当社の建設業許可に関する証明を願います。				
記				
証明書の使途				
必要部数	必要部数	部		
囲んである文字は説明書きです				
実際に作成する際は記載しないで下さい				

【提出日】

提出日を記入してください。

【許可番号】

「国土交通大臣」「特」「般」などは省略し、下1～5桁の番号のみ記入してください。

【主たる営業所の所在地、商号、代表社名】

届出している最新の情報を記入してください。

【証明書の使途】

証明書を必要とする理由として、何の為に何処へ提出するかなどを記入してください。

【必要部数】

1部を記入してください。

(2) 申請書類等の閲覧

国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、関東地方整備局管内に主たる営業所がある建設業者に関する申請書類等については、関東地方整備局で閲覧することができます。なお、廃業した業者の提出書類の閲覧はできません。

【1】閲覧場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館6階
国土交通省 関東地方整備局 建政部建設産業第一課

【2】閲覧時間

閲覧時間 10時00分から16時30分まで(12時～13時を除く)

※①10:00～12:00②13:00～15:00③15:00～16:30の時間帯で閲覧が可能です。

閲覧所の定期休日 土・日・祝祭日、年末12月29日から年始1月3日

※必要がある場合には、臨時に休日を設け、または閲覧時間を短縮するものとし、その旨を閲覧所に掲示するとともに、関東地方整備局HPにおいても周知いたします。

【3】閲覧手続き

閲覧を希望される方は、閲覧希望日の前日にのみ電話で予約を受け付けます。

受付電話番号:048-601-3151(関東地方整備局代表) 内線:6700

予約受付時間 9時30分から16時30分まで(12時～13時を除く)

閲覧日当日に備付けの閲覧申請書に必要事項を記入の上、受付に提出してください。

1回の閲覧数に制限はありませんが、閲覧席に着席後は追加で閲覧の申請をすることはできません。

【4】その他

閲覧書類を閲覧所の外に持ち出すことはできません。また、コピー、写真撮影(デジタルカメラ等撮影できる全ての電子機器の使用)もできません。

パソコンへの入力や、メモすることは可能です。

予約回数は1人につき、1日1回とし、同一時間帯の閲覧者数は5名までとさせていただきます。

次に該当する場合は、閲覧を停止または禁止することがあります。

(a)規則または係員の指示に従わない者

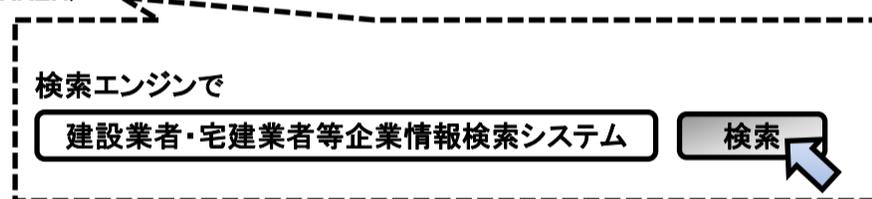
(b)提出書類を汚損もしくは毀損し、またはその恐れがあると認められる者

(c)他人に迷惑を及ぼし、またはその恐れがあると認められる者

【5】インターネットを利用した閲覧

国土交通大臣許可業者の業者情報に関してはインターネットからの閲覧が可能です(一部の情報に限ります)。

<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>



※重要なお知らせ

建設業法の改正により、個人情報を含む書類が閲覧の対象から除外されております(平成27年4月1日以降に提出された書類から適用)。

また、都道府県における大臣許可業者の許可申請書等の閲覧は廃止になりました。

(3) 参考法令・通達等

参考法令・通達は以下のとおりです。

- 建設業法 昭和24年 5月24日 法律第100号
- 建設業法施行令 昭和31年 8月29日 政令第273号
- 建設業法施行規則 昭和24年 7月28日 建設省令第141号
- 建設業許可事務ガイドラインについて 平成13年 4月 3日 国総建第97号
- 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について 平成13年 4月 3日 国総建第99号

(4) 個人情報の取扱いについて

【建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等】

国土交通大臣が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書(同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条(第17条で準用するものを含む。))に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。)により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 許可申請の審査事務
(国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合があります。)
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供
(公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含まず。)
5. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定による次の利用又は提供
 - ・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ・国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ・他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ・専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供するとき
 - ・本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - ・その他提供することについて特別の理由があるときの提供

【6. 資料】

別紙① 業種区分一覧表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
1	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		①ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび土工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

別紙① 業種区分一覧表

第1欄 建設工事の種類 (法律別表上欄)	第2欄 業種 (法律別表下欄)	第3欄 建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	第4欄 建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	第5欄 建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
5 とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ※「工作物の解体」及び「工作物解体工事」は平成28年6月1日より別工種となりました。	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下の通りである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合も含む。 ②『とび土工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび土工事』における「鉄骨組立工事」である。 ①「プレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する ①「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ②『とび土工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ③「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ④「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑤『とび土工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび土工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑥トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび土工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

別紙① 業種区分一覧表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
6 石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	①『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下の通りである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合も含む。
7 屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ②「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8 電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

別紙① 業種区分一覧表

第1欄 建設工事の種類 (法律別表上欄)	第2欄 業種 (法律別表下欄)	第3欄 建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	第4欄 建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	第5欄 建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
9 管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>①「冷暖房設置工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>

別紙① 業種区分一覧表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
10 タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下の通りである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合も含む。
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①『とび土工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび土工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび土工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび土工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12 鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	①『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13 舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび土工事』に該当する。 ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14 しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	

別紙① 業種区分一覧表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
15 板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して 工作物に取付け、又は 工作物に金属製の 付属物を取付ける工事	板金加工取付け工 事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として 板金をはり付ける工事をいい、具体的には 建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨 房の天井へのステンレス板張付け工事等であ る。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」につい ては、屋根をふく材料の別を示したものにすぎ ず、また、これら以外の材料による屋根ふき工 事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき 工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金 工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16 ガラス工 事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工 して取付ける工事	ガラス加工取付け工 事、ガラスフィルム工 事	
17 塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物 に吹付け、塗付け、又 ははり付ける工事	塗装工事、溶射工 事、ライニング工事、 布張り仕上工事、鋼 構造物塗装工事、路 面標示工事	①下地調整工事及びブラスト工事について は、通常、塗装工事を行う際の準備作業として 当然に含まれているものである。
18 防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタ ル、シーリング材等に よって防水を行う工事	アスファルト防水工 事、モルタル防水工 事、シーリング工事、 塗膜防水工事、シー ト防水工事、注入防 水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建 築系の防水工事のみであり、トンネル防水工 事等の土木系の防水工事は『防水工事』では なく『とび土工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は、『左官 工事業』、『防水工事業』どちらの業種の許可 でも施工可能である。
19 内装仕上 工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸 音板、壁紙、たたみ、 ビニール床タイル、 カーペット、ふすま等を 用いて建築物の内装 仕上げを行う工事	インテリア工事、天井 仕上工事、壁張り工 事、内装間仕切り工 事、床仕上工事、たた み工事、ふすま工 事、家具工事、防音 工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又 は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立 てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防 音工事であり、ホール等の構造的に音響効果 を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの 製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負 う工事をいう。
20 機械器具 設置工事	機械器具設置工 事業	機械器具の組立て等 により工作物を建設 し、又は工作物に機械 器具を取付ける工事	プラント設備工事、運 搬機器設置工事、内 燃力発電設備工事、 集塵機器設置工事、 給排気機器設置工 事、揚排水機器設置 工事、ダム用仮設備 工事、遊技施設設置 工事、舞台装置設置 工事、サイロ設置工 事、立体駐車設備工 事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機 械器具類の設置に関する工事が含まれるた め、機械器具の種類によっては『電気工事』、 『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』 等と重複するものもあるが、これらについては 原則として『電気工事』等それぞれの専門の工 事の方に区分するものとし、これらいずれにも 該当しない機械器具あるいは複合的な機械器 具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工 事」も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下 道等の給排気用に設置される機械器具に関す る工事であり、建築物の中に設置される通常 の空調機器の設置工事は『機械器具設置工 事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事につ いては、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公 害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であ れば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具 設置工事』等に区分すべきものである。

別紙① 業種区分一覧表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
21 熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22 電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	①「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

別紙① 業種区分一覧表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
23 造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24 さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25 建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26 水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

別紙① 業種区分一覧表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
27 消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消化設備、避難設備若しくは消化活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらにいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28 清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29 解体工事 (※)	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	①それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。 ②総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事はそれぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

※ 解体工事業について

建設業法等の一部を改正する法律が平成26年6月に公布され、解体工事業が新設されました。(平成28年6月1日施行)
 概要は以下のとおりです。法改正に伴い、建設業許可事務ガイドライン(国土交通本省HPに掲載)も併せてご確認をお願いします。

(1) 解体工事の内容、例示、区分の考え方

解体工事の種類 (建設業法別表第一の上欄)	解体工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告示第350号)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
とび・土工・コンクリート工事	足場の組み立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 工作物の解体等 を行う工事(以下略)	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の場重運搬配置工事、鉄骨組立工事、 工作物解体工事 (以下略)	現行のとび・土工・コンクリート工事の区分の考え方のうち、下記解体分を除いたものが該当する。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式や建築一式工事に該当する。

	解体を伴う新設		解体のみ	
平成28年5月31日以前	各専門工事で作ったもの 例)信号機を解体して同じものを作る	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例)ビル、一戸建住宅を壊して新築を作る	各専門工事で作ったもの 例)信号機を解体して更地にする	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例)ビル、一戸建て住宅を壊して更地にする
平成28年6月1日以降	各専門工事で施工	土木一式工事・建築一式工事で施工	各専門工事で施工 例)電気工事業	解体工事で施工

(2) 解体工事業における専任技術者の要件について

専任技術者要件については、別紙②有資格コード一覧をご参照ください。

実務経験での技術者の方(法第7条第2号イまたはロ、法第15条第2号ハ該当の方)は他工事業種同様、指定学科卒業後一定の解体工事実務経験年数をもって技術者となりえます。平成28年5月31日までにとび・土工工事業にて行っていた解体工事実務経験についても経験年数としてカウントする事が可能です。(詳細は建設業許可事務ガイドラインをご確認ください)

別紙② 有資格コード一覧（一般建設業）2/3

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	カ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工			7																										
64	型枠施工			7	7																									
72	左官			7																										
57	とび・とび工				7																									
73	コンクリート圧送施工				7																									
66	ウェルポイント施工				7																									
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管								7																					
75	給排水衛生設備配管								7																					
76	配管（注1）・配管工								7																					
70	建築板金「ダクト板金作業」					7		7					7																	
77	タイル張り・タイル張り工								7																					
78	築炉・築炉工・れんが積み								7																					
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7		7																						
80	石工・石材施工・石積み					7																								
81	鉄工（注2）・製罐 <small>せいかん</small>									7																				
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）										7																			
83	工場板金														7															
84	板金・建築板金・板金工（注4）					7									7															
85	板金・板金工・打出し板金														7															
86	かわらぶき・スレート施工					7																								
87	ガラス施工															7														
88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																7													
89	建築塗装・建築塗装工																7													
90	金属塗装・金属塗装工																7													
91	噴霧塗装																7													
67	路面標示施工																7													
92	畳製作・畳工																		7											
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																		7											
94	熱絶縁施工																				7									
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																											7		
96	造園																								7					
97	防水施工																		7											
98	さく井																											7		

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別紙② 有資格コード一覧（特定建設業）1 / 3

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督的実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督的実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督的実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	カ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当		2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
02	法第7条第2号 ロ 該当		5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3					3	3		3		3										3							
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）		6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工技士	9			9						9																		
	12	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）				8																								
	13	1級土木施工管理技士	9			9	9				9	9	9			9											9		9	
	14	2級土木施工管理技士	種別	土			8	8							8												8		8	
	鋼構造物塗装																		8											
	薬液注入						8																							
	20	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9				9	9	9			9	9	9	9	9	9					9			9	
	21	2級建築施工管理技士	種別	建																									8	
	躯体			8	8					8	8																		8	
	仕上げ			8	8	8	8				8						8	8	8	8	8	8					8			
	27	1級電気工事施工管理技士							9																					
	28	2級電気工事施工管理技士																												
	29	1級管工事施工管理技士								9																				
	30	2級管工事施工管理技士																												
31	1級電気通信工事施工管理技士																						9							
32	2級電気通信工事施工管理技士																						8							
33	1級造園施工管理技士																							9						
34	2級造園施工管理技士																													
建築士法	37	1級建築士	9	9			9			9	9								9											
	38	2級建築士		8			8			8									8											
	39	木造建築士		8																										
技術士法	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）	9			9						9	9										9					9		
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設－鋼構造及びコンクリート」	9			9						9	9										9					9		
	43	農業「農業土木」・総合技術監理「農業－農業土木」	9			9																								
	44	電気電子・総合技術監理「電気電子」							9														9							
	45	機械（「流体工学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体工学、熱工学を除く）																				9								
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械－流体工学」又は「機械－熱工学」									9											9								
	47	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）									9																	9		
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道－上水道及び工業用水道」									9															9	9			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理「水産－水産土木」	9			9									9															
	50	森林「林業」・総合技術監理「森林－林業」																						9						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理「森林－森林土木」	9			9																		9						
52	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物管理を除く）									9																				
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学－水質管理」									9																	9			
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学－廃棄物管理」									9																	9	9		
電気工事士法	55	第1種電気工事士																												
	56	第2種電気工事士																												
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																												
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																						8						
水道法	65	給水装置工事主任技術者																												
消防法	68	甲種 消防設備士																										8		
	69	乙種 消防設備士																										8		

別紙② 有資格コード一覧（特定建設業） 2 / 3

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	カ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工			8																										
64	型枠施工			8	8																									
72	左官				8																									
57	とび・とび工					8																								8
73	コンクリート圧送施工					8																								
66	ウェルポイント施工					8																								
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																													
75	給排水衛生設備配管																													
76	配管（注1）・配管工																													
70	建築板金「ダクト板金作業」						8								8															
77	タイル張り・タイル張り工										8																			
78	築炉・築炉工・れんが積み										8																			
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8			8																				
80	石工・石材施工・石積み						8																							
81	鉄工（注2）・製罐 <small>せいかん</small>																													
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											8																		
83	工場板金															8														
84	板金・建築板金・板金工（注4）						8									8														
85	板金・板金工・打出し板金															8														
86	かわらぶき・スレート施工						8																							
87	ガラス施工																8													
88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																	8												
89	建築塗装・建築塗装工																	8												
90	金属塗装・金属塗装工																	8												
91	噴霧塗装																	8												
67	路面標示施工																	8												
92	畳製作・畳工																		8											
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																		8											
94	熱絶縁施工																			8										
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																										8			
96	造園																													
97	防水施工																		8											
98	さく井																										8			

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別紙② 有資格コード一覧（特定建設業） 3 / 3

コード	資格区分	建設業の種類																																
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	カ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解				
61	地すべり防止工事																																	
40	基礎くい工事																																	
62	建築設備士																																	
63	計装																																	
60	解体工事施工技士																																	
36	基幹技能者 種目	登録電気工事基幹技能者																																
		登録橋梁基幹技能者																																
		登録造園基幹技能者																																
		登録コンクリート圧送基幹技能者																																
		登録防水基幹技能者																																
		登録トンネル基幹技能者																																
		登録建設塗装基幹技能者																																
		登録左官基幹技能者																																
		登録機械土工基幹技能者																																
		登録海上起重基幹技能者																																
		登録PC基幹技能者																																
		登録鉄筋基幹技能者																																
		登録圧接基幹技能者																																
		登録型枠基幹技能者																																
		登録配管基幹技能者																																
		登録髷・土工基幹技能者																																
		登録切断穿孔基幹技能者																																
		登録内装仕上工事基幹技能者																																
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																																
		登録エクステリア基幹技能者																																
		登録建築板金基幹技能者																																
		登録外壁仕上基幹技能者																																
		登録ダクト基幹技能者																																
		登録保温保冷基幹技能者																																
		登録グラウト基幹技能者																																
		登録冷凍空調基幹技能者																																
		登録運動施設基幹技能者																																
		登録基礎工基幹技能者																																
		登録タイル張り基幹技能者																																
		登録標識・路面標示基幹技能者																																
登録消火設備基幹技能者																																		
登録建築大工基幹技能者																																		
登録硝子工事基幹技能者																																		
登録土工工事基幹技能者																																		
登録ALC工事基幹技能者																																		
登録送電線工事基幹技能者																																		
登録さく井基幹技能者																																		
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）																																

備考
 ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

(注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
 (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
 (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
 (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
 (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
 (注6) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものについては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

別紙② 有資格コード一覧（解体工事業）

◎注意

解体工事業に係る専任技術者の要件を満たすためには、一定の資格や経験の他に、要件が必要になる場合がございます。詳細は以下一覧表の、資格区分に対応する備考欄をご参照ください。

- 「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
- 「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）
- 「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）
- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

コード	資格区分	解体工事業		備考	
		一般	特定		
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	2		
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	5		
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）		6		
建設業法（技術検定）	13	1級土木施工管理技士	7	9	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者
	14	2級土木施工管理技士	7	8	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者
	20	1級建築施工管理技士	7	9	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者
	21	2級建築施工管理技士	7	8	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者
	22			8	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者
技術士法	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く） 総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）	7	9	登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」 総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」	7	9	登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者
職業能力開発促進法	57	とび・とび工	7	8	一般・特定とも、等級区分が2級の場合は合格後3年以上の解体工事業に関する実務経験が必要（平成16年4月1日までの合格者は解体工事業の実務経験1年以上）
施行規程	60	解体工事（解体工事施工技士）	7	8	

別紙③ 指定学科一覧

許可を受けようとする建設業	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。)都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別紙④ 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。

営業所の名称：

所有区分の別：自己所有・賃貸借

令和 年 月 日 撮影

外観全景	入口付近
<p data-bbox="414 784 574 828">建物の全景</p>	<p data-bbox="877 761 1356 851">営業所の名称を明記した営業所の入口付近</p>
営業所の内部	建設業の許可票
<p data-bbox="255 1612 734 1657">主な執務室の状況が確認できるもの</p>	<p data-bbox="877 1545 1372 1680">建設業法第40条に規定する標識を記載内容が判読できるように撮影してください。 (新規許可申請の場合は不要)</p>

建設業許可申請関係書面の記載例

(関東地方整備局管内の国土交通大臣許可業者向け記載例)

令和3年1月更新

国土交通省 関東地方整備局
建政部 建設産業第一課

建設業許可申請関係書面の記載例（法定書類）

記載例 目次

様式第一号	建設業許可申請書	1	様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第四面）	21
別紙一	役員等の一覧表	2	様式第七号の二 別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	22
別紙二（1）	営業所一覧表（新規許可等）	3	様式第七号の三	健康保険等の加入状況	23
別紙二（2）	営業所一覧表（更新）	4	様式第八号	専任技術者証明書（新規・変更） 〔新規・許可換え新規〕	24
別紙三	収入印紙等貼付台紙	5	様式第八号	専任技術者証明書（新規・変更） 〔般特新規〕	25
別紙四	専任技術者一覧表	6	様式第八号	専任技術者証明書（新規・変更） 〔業種追加〕	26
様式第二号	工事経歴書	7	様式第九号	実務経験証明書	27
別紙	工事経歴書の記載フロー	8	様式第十号	指導監督的実務経験証明書	28
様式第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	9	様式第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	29
様式第四号	使用人数	10	様式第十二号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調査	30
様式第六号	誓約書	11	様式第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	31
様式第七号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	12	様式第十四号	株主（出資者）調査	32
様式第七号別紙	常勤役員等の略歴書	13	様式第十五号	貸借対照表	33
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第一面）①（□（1）該当）	14	様式第十六号	損益計算書	35
様式第七号の二 別紙一	常勤役員等の略歴書①（□（1）該当）	15	様式第十七号	株主資本等変動計算書	37
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第一面）②（□（2）該当）	16	様式第十七号の三	附属明細表	38
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第一面）③（□（2）該当）	17	様式第二十号	営業の沿革	40
様式第七号の二 別紙一	常勤役員等の略歴書②③（□（2）該当）	18	様式第二十号の二	所属建設業者団体	41
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第二面）	19	様式第二十号の三	主要取引金融機関名	42
様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第三面）	20			

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 2年 10月 1日

申請日を記入。

不要な文字は消すこと。

関東 地方整備局長
~~北海道開発局長~~
知事 殿

(登記上) 東京都千代田区霞が関2-1-3
(事実上) 埼玉県さいたま市中央区新都心
株式会社 関東建設
代表取締役 関東 太郎

・法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載する。ここでいう本店とは「主たる営業所」をいう。
・「主たる営業所」が本社と異なる場合は登記上・事実上住所を並記する。
・許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記する。

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	国土交通大臣 知事	許可 (一般- <input type="checkbox"/>)	第 <input type="text"/> 号	令和 <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日		
許可番号	項番	3	3	5	10	11	13	15
申請の区分	0	2	3	1	2	3	4	1
申請年月日	0	3	3	5	7			
			国土交通大臣 許可 (一般- <input type="checkbox"/>) 第 <input type="text"/> 号			許可の有効期間の調整 <input type="text"/> <input type="text"/> (1. する) (2. しない)		
			(1. 新規 2. 許可換え新規 3. 一般・特新規)			4. 業種追加 5. 更新 6. 一般・特新規+業種追加		
			7. 一般・特新規+更新 8. 業種追加+更新 9. 一般・特新規+業種追加+更新					

(注) 申請者は太枠内は記入しないこと。

今回の申請と併せ、既に許可を受けている建設業の全部について、許可の更新の申請をする場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入。

許可を受けようとする建設業	0	4	2	2	2															
申請時において既に許可を受けている建設業	0	5	2	2	2															
商号又は名称のフリガナ	0	6	カ	ン	ト	ウ	ケ	ン	セ	ツ										
商号又は名称	0	7	(株)	関	東	建	設													
代表者の氏名	0	8	カ	ン	ト	ウ	タ	ロ	ウ											
代表者又は個人の氏名	0	9	関	東	太	郎														
主たる営業所の所在地市区町村コード	1	0	1	1	1	0	5													
主たる営業所の所在地	1	1	新	都	心	2	-	1												
電話番号	3	3	0	-	9	7	2	4												
ファックス番号	0	4	8	-	6	0	0	-	1	9	2	1								

(1. 一般) (2. 特定)

一般建設業の許可については「1」を、特定建設業の許可については「2」を記入。
・項番04は今回の許可申請により、許可を受けようとする建設業について記入。
・項番05は現在、国土交通大臣の許可を受けている業種について記入。(新規・許可換え新規の場合は記入しない)

法人の種類は略字で記入
株式会社 → (株)
特例有限会社 → (有)
合資会社 → (資)
合名会社 → (名)

濁点、半濁点を有する文字は一文字として記入します。
例 ダ ピ

コードに含まれる都道府県、市区町村名を記入。

項番10に続く住所を記入。「丁目」、「番」及び「号」については「-」ハイフンを用いて記入する。

局番との間は「-」ハイフンで続き左詰めで記入する。

総務省編「全国地方公共団体コード」により、該当コードの上5桁を記入する。(インターネットで検索できます。)

申請時の資本金を千円単位で右詰めで記入。(千円未満切り捨て)

法人番号は13桁全て記入する。

法人又は個人の別	1	3	1	(1. 法人) (2. 個人)	資本金額又は出資総額	4	5	1	2	3	4	5	6	(千円)	法人番号	13	15	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
兼業の有無	1	4	1	(1. 有) (2. 無)	建設業以外に行っている営業の種類	宅地建物取引業																								

兼業がある場合は、「1」と記入し、その兼業内容を記入する。

許可換えの区分	1	5	3	(1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)	大臣 知事	コード	国土交通大臣 知事	許可 (一般- <input type="checkbox"/>)	第 <input type="text"/> 号	旧許可年月日	11	13	15
旧許可番号	1	6											

許可換え新規の場合は、「2」を記入。

・項番15、16は「許可換え新規」を申請する場合のみ記入する。
・許可年月日が複数ある場合は、そのうち最も古いものを記入。

連絡先	行政庁のコード	08	茨城県
所属等	09	栃木県	建設産業第一課
ファックス番号	10	群馬県	048-601-3151
	11	埼玉県	
	12	千葉県	
	13	東京都	
	14	神奈川県	
	19	山梨県	
	20	長野県	

本申請内容に係る質問等に対応できる者の所属・氏名・電話・Fax番号を記入する。

役員等の一覧表

令和 2年 10 月 1 日

役員等の氏名及び役名等			
フリ 氏	カナ 名	役 名 等	常勤・非常勤の別
カトウ 関東	タロウ 太郎	代表取締役	常勤
カトウ 関東	イチロウ 一郎	取締役	常勤
カトウ 関東	ジロウ 二郎	取締役	常勤
ノコシ 信越	タロウ 太郎	取締役	常勤
カトウ 関東	サブロウ 三郎	相談役	常勤
カトウ 関東	シロウ 四郎	顧問	非常勤
カトウ 関東	ゴロウ 五郎	株主等	—
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 本様式に記載した内容は、様式第十二号の記載内容と一致します。 </div>			
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> ・フリガナを必ずつける。 ・登記事項証明書（商業登記簿）に記載されている字で記入する。 </div>			
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 取締役等に準ずる者としての職制上の地位について、常勤役員等（経營業務の管理責任者）の個別認定を受けた者も記載が必要となります。 </div>			
<div style="border: 2px solid green; border-radius: 20px; padding: 10px;"> <p>記載方法</p> <p>1 「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は、法第5条第3号に規定する役員等に該当する者です。「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は、本欄の役員には含まれません。 また、本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。）について記載して下さい。 この他、役職如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載して下さい。</p> <p>2 「常勤の役員」とは、原則として、本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中その職務に従事している者が該当します。</p> </div>			

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 業 た る 所	本店	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 048-601-3151	土、と	管
	東京営業所	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 03-0000-0000	土、と	
	大阪支店	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手町〇-〇 06-0000-0000	土、と	
従 た る 営 業 所	主たる営業所以外でも今回更新対象となる営業所をすべて記入する。		・今回の申請で、許可を受けようとする建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業を一般と特定に分けて記入する。 ・下記表の（ ）内に示された略号を使用し記入する。	

記載方法

- 1 更新の申請のみを行う場合は、この様式を使用します。（別紙二（１）は使用しません。）
- 2 更新と同時に業種追加、般特新規の申請をする場合は、別紙二（１）も記載して下さい。

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

・新規、許可換新規、般・特新規の許可申請については、登録免許税領収証書の原本を貼付して下さい。
・更新、業種追加の許可申請については、収入印紙を貼付して下さい。

▽登録免許税の納入先は「浦和税務署」です。

浦和税務署に直接納入いただくか、
もしくは日本銀行、日本銀行歳入代理店、ゆうちょ銀行から浦和税務署あてに納入して下さい。

▽登録免許税の納入は許可申請者名で行います。代理人名では出来ませんので御注意ください。

※ 登録免許税の納付手続は、国庫金の受入を行う金融機関で可能です。
取扱金融機関は日本銀行HPをご覧ください。

※ 詳しい納付方法は税務署又は取扱金融機関にてご確認ください。

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもって納めた場合にあつては、この限りでない。

専任技術者一覧表

令和 2年10月1日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	かんとう いちろう 関東 一郎	土-9、と-9 管-7	1 3 2 9
東京営業所	かんとう じゅうに 関東 二郎	土-9、と-9	1 3
大阪支店	かんとう さぶろう 関東 三郎	土-9、と-9	1 3

建設業許可申請書「別紙二（１）（２）」の「営業所の名称」欄と同一順序で、各営業所ごとに分けて記入する。

・氏名は国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入する。
・実務経験のみの場合は、住民票の氏名で記入する。

専任技術者となる業種について業種の略号と「-」に続けて別紙②有資格区分一覧表の建設業の種類コードを記入する。

「建設業許可・変更の手引き」P34以降の、有資格区分一覧表の資格コードを記入する。

本様式は、営業所一覧表（様式第一号別紙二）に記載した営業所順に専任技術者名を記載する。

記載方法

- 1 この一覧表は、既に専任技術者証明書（様式第八号）による専任の技術者の証明を行った建設業について作成します。
- 2 「建設工事の種類」の欄は、別紙二の「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事について、例えば、「土-9」のように、上記表の分類に従い、当該する数字と業種の略号とを-（ハイフン）で結んで記載します。（参照：別表資料①有資格区分一覧表）
- 3 「有資格区分」の欄については、別表資料①有資格区分一覧表により、資格コードを記入して下さい。

※ 経営事項審査を申請する場合は、別紙「工事経歴書の記載フロー」により「工事経歴書」を作成して下さい。

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

（用紙A4）

申請する業種ごとに作成する。

工事経歴書

該当するものに○を付ける。

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事（税込・税抜）

請け負った1つの契約ごとに、請負契約の相手方の商号又は名称を記入。

「元請」とは施主から直接受注したもの。「下請」とは他の建設業者が請け負った工事の一部を受注したもの。

共同企業体（JV）として行った工事については「JV」と記入。

工事請負契約書等から施工箇所と工事内容がわかるよう具体的に記入する。

工事現場のある都道府県及び市区町村名を記入。（政令指定都市については都道府県名を省略可）

「配置技術者」は完成工事について、建設業法第26条第1項又は第2項の規定により、各工事に置かれた技術者の氏名を記載する。
なお、配置技術者が施工中に変更になった場合は、下段に当該技術者の氏名を併記すること。

注文者が個人の場合、氏名が特定されないよう、例えば注文者「A」と記載し、工事名「A邸〇〇工事」等

このページに記載した完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入。

業種ごとの最終ページに、業種ごとの完成工事の件数と請負代金の額の合計を記入。金額は様式第三号の「許可に係る建設工事の施工金額」の計と一致する。

千円単位で記載。工事進行基準を採用している場合には、当該進行基準が適用される完成工事について、その完成工高を上段に括弧書きで付記する。

・土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事の工事経歴書を作成する場合において、以下の工事があるときに、略号に○を付し、工事ごとに該当する請負金額を記載する。
・「土木一式工事」→P
・「とび・土工・コンクリート工事」→P
・「鋼構造物工事」→鋼橋上部

「小計」「合計」のうち元請工事の請負代金の額を記入。

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	業種	完成又は完成予定年月	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記す）				年 月	年 月
A	元請		A工場の地盤改良工事	東京都中央区	建設 太郎		71,500千円			令和1年12月	
B	下請		Bビルの基礎工事	東京都中央区	建設 太郎	○	45,300千円				
C	〃		Cビル新築工事の外構工事	東京都中央区	近畿 一郎	○	35,600千円			令和1年 4月	令和1年 5月
D	〃		Dマンション耐震工事の内の足場仮設工事	東京都中央区	近畿 二郎	○	25,500千円			令和1年 5月	令和1年 5月
E	元請		E産業ビル外構工事	埼玉県さいたま市	兵庫 太郎	○	17,800千円			令和1年 6月	令和1年 6月
										平成 年 月	平成 年 月

小 計	5件	195,700千円		うち 元請工事	89,300千円
合 計	46件	327,000千円		うち 元請工事	99,400千円

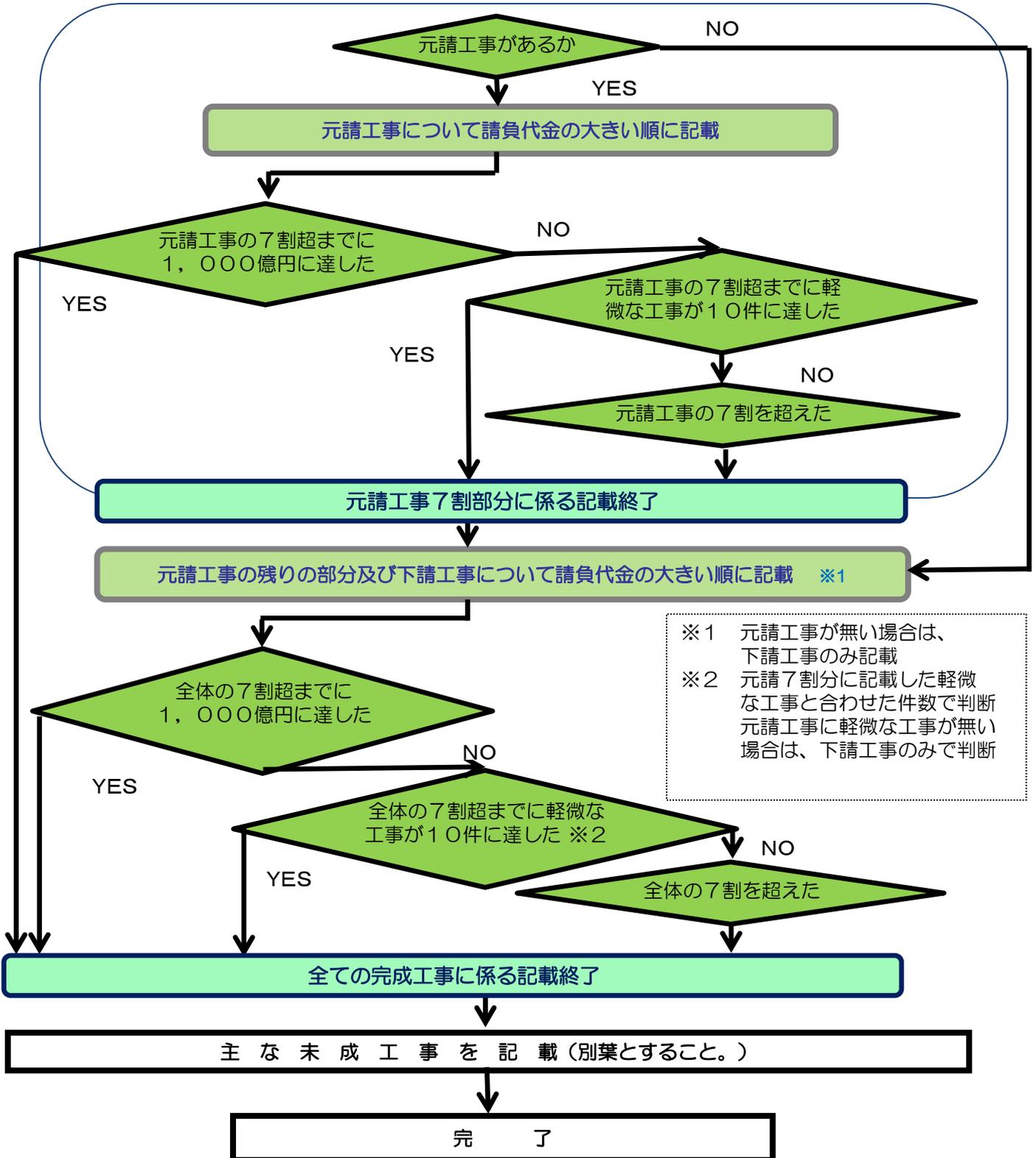
7ページ

記載方法

- 1 許可を申請しようとする建設工事の種類ごとに作成します。（事業年度終了時の決算変更届の場合は、届出時点で許可を取得している全ての業種について作成。）
- 2 申請又は届出する日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事について作成します。（未完成工事は、別葉で「未成工事」として作成が必要です。）
- 3 経営事項審査の申請を行う者については、別紙「工事経歴書の記載フロー」に基づき作成して下さい。
経営事項審査の申請を行わない者については、主な完成工事について、業種ごとに請負代金の額の大きい順に記載します。それに続けて、主な未完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載します。
- 4 工事実績が無い場合は、「受注実績なし。」と記載して下さい。
- 5 業種追加、般特新規を申請する場合は、新たに許可を受けようとする業種について作成して下さい。（既に許可を有している業種については作成は不要です。）
- 6 「注文者」及び「工事名」の欄には、個人名は記載しないで下さい。（アルファベット表記等）

工事経歴書(様式第2号)の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に記載する。
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する。
ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事(税込500万(建築一式工事は1,500万)未満)、の10件を超える部分については記載を要しない。
- ③さらに②に続けて主な未成工事について別業にして記載する。



該当するものに○を付ける。

（用紙A4）

様式第二号を作成した全ての業種について記載する。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜）単位：千円

申請時の直前3年分を1期ごとに記載する。

この表の「元請」とは施主から直接受注したものをいう。そのうち施主が官公庁の場合は、「公共」に、それ以外のは「民間」に記入。

「下請」とは他の建設業者が請け負った工事の一部を受注したものを。

・許可申請の場合は、今回許可を申請しない建設業に係る施工金額を記入する。（許可を有しない軽微な工事も含む）

・事業年度終了届の場合は、許可を受けていない建設工事の施工金額を記入する。

過去2年分の施工金額についても記入する。（各業種の内訳についても同様）

損益計算書（様式第十六号）の完成工事高と一致する。

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	とび・土工工事	管工事	工事		
第30期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	元請	公共	1,450,461	66,677	0		0	1,517,138
		民間	27,420	0	38,669		3,754	69,843
	下請		0	0	0		0	0
		計		1,477,881	66,677	38,669		3,754
第31期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	元請	公共	1,367,177	59,876	0		0	1,427,053
		民間	0	0	22,666		0	22,666
	下請		0	9,986	0		0	9,986
		計		1,367,177	69,862	22,666		0
第32期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	元請	公共	0	0	0		0	0
		民間	1,219,050	89,300	15,036		0	1,323,386
	下請		0	106,400	0		0	106,400
		計		1,219,050	195,700	15,036		0
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
民間								
下請								
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
民間								
下請								
	計							

工事経歴書（様式第二号）を作成した業種について記載。計は工事経歴書の業種ごとの合計額と一致する。

用紙が2枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終ページに記入する。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

記載方法

- 様式第二号（工事経歴書）を作成した業種について記載をしてください。
- 業種追加、般特新規を申請する場合は、今回の申請によって許可を受けようとする業種および既許可業種について「許可に係る建設工事の施工金額」に記入してください。許可を受けていない業種については「その他の建設工事の施工金額」にまとめて記入して下さい。

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	15人	10人	6人	31人
東京営業所	8人	3人	4人	15人
大阪支店	5人	5人	5人	15人
様式第一号別紙二に記載した順に記載する。	各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る専任技術者の要件を満たす者の数を記載する。	各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る専任技術者の要件には満たない者の数について記入記載する。	建設業に従事する事務関係の使用人数を記載する。	
合 計	28人	18人	15人	61人

記載方法

- 1 この表には、建設業に従事している使用人数を記載します。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者とし、法人にあっては代表権を有する役員も含まれます。
- 3 新規申請等の場合は申請時点の人数を、事業年度終了後の届出に添付する場合は当該決算日時点の人数を記載します。

記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

不要な文字は消す。 **不要な文字は消す。**

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法大~~
~~分割承継法大~~

、

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法大~~
~~分割承継法大~~

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

建設業法第8条各号の欠格要件については、「建設業許可申請・変更の手引き」P8参照のこと。

申請日を記入。

令和 2年 10月 1日

申請者 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

~~譲受人~~ 株式会社 関東建設

~~合併存続法大~~ 代表取締役 関東 太郎

~~分割承継法大~~

不要な文字は消す。

関東地方整備局長
 北海道開発局長
 一知事一 殿

主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入。

記載要領

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

、

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

「 地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 」

については不要なものを消すこと

規則第7条第1号イ(1)(2)(3)該当の場合【記載例は(1)該当の場合】
 イ(2)(3)該当の場合 提出前に別途個別認定を受ける必要があります (用紙A4)

別紙

常勤役員等の略歴書

▽現住所(居所)を記入する。
 現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を並記する。
 ▽氏名、職名は、別紙「役員一覧表」の内容と一致させる。

現住所	(居所) 東京都港区汐留町〇〇-□□ (住民票上) 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44		
氏名	関東 太郎	生年月日	昭和57年11月21日生
職名	代表取締役		
	申請時における職名を記入する。 例: 「代表取締役」「取締役」 など		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 平成21年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日	(株) 関東建設 入社 土木部土木課に勤務	
	自 平成24年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日	(株) 関東建設 営業部長	
	自 平成27年 10月 1日 至 平成29年 3月 31日	(株) 関東建設 取締役	
	自 平成29年 4月 1日 至 年 月 日	(株) 関東建設 代表取締役就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容
		なし	
		建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 10 月 1 日		氏名	関東 太郎

現在に至るまでの職歴を記入する。
 特に建設業に関するものはすべて記入する。

現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入する。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

規則第7条第1号ロ(1) 該当の者の略歴書記載例

別紙一

(用紙A4)

常勤役員等の略歴書

▽現住所(居所)を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を並記する。
▽氏名、職名は、別紙一「役員一覧表」の内容と一致させる。

現住所	(居所) 東京都港区汐留町〇-〇〇 (住民票上) 大阪府大阪市中央区大手前1-1-1		
氏名	関東 一郎	生年月日	昭和57年10月20日生
職名	取締役	申請時における職名を記入する。 例: 「代表取締役」 「取締役」 など	
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 平成21年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日	(株) 関東建設 入社 土木部土木課に勤務	
	自 平成24年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日	(株) 関東建設 営業部長	
	自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日	(株) 関東建設 執行役員 ○〇部長 (財務担当)	
	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日	(株) 関東建設 執行役員 ○〇部長 (労務担当)	
	自 平成30年 4月 1日 至 年 月 日	(株) 関東建設 取締役就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
		建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 10 月 1 日		氏名	関東 一郎

現在に至るまでの職歴を記入する。
特に建設業に関するものはすべて記入する。

現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

規則第7条第1号ロ(2) 該当の場合 提出前に別途個別認定を受ける必要があります
【記載例は2社での経験を有する場合(建設業以外)】

様式第七号の二(第三条関係)

(用紙A4)

※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P4を参照のこと。

00002

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ(2)に掲げる経験を有することを証明します。

代表取締役、取締役、事業主等、経験期間中の被証明者の役職名を記入する。

役職名等 取締役

経験年数 平成27年10月から平成30年9月まで 満3年0月

証明者と被証明者との関係

元役員

備考

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入。

証明者が証明できる期間、被証明者が常勤役員等としての経験を有した年数を記入。

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者(元役員)とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。(〇〇株式会社 元役員 〇〇〇〇など)

令和2年10月1日

・証明者が申請者以外の建設業者である場合は、経験年数に記載した期間の許可番号、建設業許可年月日を記入する。
・「令和〇年△月◇日個別認定済」と記入。

大阪府大阪市中央区大手前1-5-44
株式会社 近畿
代表取締役 近畿 太郎

証明者

該当しないものを消す。

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員本大)の支配大で第7条第1号ロ(2)に該当する者であることに相違ありません。

令和2年10月1日

不要な文字は消す。

・申請者が法人の場合は「の常勤の役員」に該当する。
・該当しないものを消す。

関東地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
株式会社 関東建設
代表取締役 関東 太郎

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

1. 新規、許可換え申請の場合
2. 現在証明されている常勤役員等に変更があった場合(届出の場合のみ)
3. 更新など現在証明されている者のままとする場合

大臣コード
知事

許可年月日

許可番号 1 8 0 0 国土交通大臣 許可(一般-02)第 0 1 2 3 4 5 号 令和 0 2 年 0 4 月 0 1 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ノ ブ 姓と名の間は1カラム空ける。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 0 信 越 太 郎 法人の場合は登記事項証明書に記載されている字で記入。 年月日 S 5 7 年 1 2 月 2 1 日

住所 (居所) 東京都新宿区西新宿〇〇-□□ (住民票上) 大阪府大阪市中央区大手前△-□-〇〇

◎【変更前】 現住所(居所)を記入する。 現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を並記する。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 1 生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

規則第7条第1号ロ(2) 該当の場合 提出前に別途個別認定を受ける必要があります
【記載例は2社での経験を有する場合(建設業者)】

様式第七号の二(第三条関係)

(用紙A4)

※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P4を参照のこと。

00002

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

該当しないものを消す。

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に掲げる経験を有することを証明します。

代表取締役、取締役、事業主等、経験期間中の被証明者の役職名を記入する。

役職名等 取締役

経験年数 平成30年10月から 令和2年9月まで 満2年0月

証明者と被証明者との関係

役員

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入。

証明者が証明できる期間、被証明者が常勤役員等としての経験を有した年数を記入。

備考

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者(元役員)とすることができるとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。(〇〇株式会社 元役員 〇〇〇〇など)

令和2年10月1日

・証明者が申請者以外の建設業者である場合は、経験年数に記載した期間の許可番号、建設業許可年月日を記入する。
・「令和〇年△月◇日個別認定済」と記入。

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
株式会社 関東建設
代表取締役 関東 太郎

証明者

該当しないものを消す。

(2) 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾₍₂₎の常勤の役員⁽¹⁾₍₂₎で第7条第1号ロ⁽¹⁾₍₂₎に該当する者であることに相違ありません。

令和2年10月1日

不要な文字は消す。

・申請者が法人の場合は「の常勤の役員」に該当する。
・該当しないものを消す。

関東地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
株式会社 関東建設
代表取締役 関東 太郎

申請又は届出の区分 1 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

1. 新規、許可換え申請の場合
2. 現在証明されている常勤役員等に変更があった場合(届出の場合のみ)
3. 更新など現在証明されている者のままとする場合

大臣
知事

許可番号 1 8 0 0 国土交通大臣 知事 許可(一般- 0 2) 第 0 1 2 3 4 5 号 許可年月日 令和 0 2 年 0 4 月 0 1 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ノ ブ 姓と名の間は1カラム空ける。 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 0 信 越 太 郎 法人の場合は登記事項証明書に記載されている字で記入。 年月日 S 5 7 年 1 2 月 2 1 日

住所 (居所) 東京都新宿区西新宿〇〇-□□ (住民票上) 大阪府大阪市中央区大手前△-□-〇〇

◎【変更前】 現住所(居所)を記入する。 現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を並記する。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 1 生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

規則第7条第1号ロ(2) 該当の者の略歴書記載例
【記載例は2社での経験を有する場合】

別紙一

(用紙A4)

常勤役員等の略歴書

▽現住所(居所)を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を並記する。
▽氏名、職名は、別紙一「役員一覧表」の内容と一致させる。

現住所	(居所) 東京都新宿区西新宿〇〇-□□ (住民票上) 大阪府大阪市中央区大手前△-□-〇〇		
氏名	信越 太郎	生年月日	昭和57年12月21日生
職名	取締役		
	申請時における職名を記入する。 例: 「代表取締役」 「取締役」 など		
	期間	従事した職務内容	
職歴	自 平成21年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日	(株) 関東建設 入社 土木部土木課に勤務	
	自 平成24年 4月 1日 至 平成27年 8月 31日	(株) 関東建設 営業部長	
	自 平成27年 10月 1日 至 平成30年 9月 30日	(株) 近畿 取締役 就任 (不動産業3年)	
	自 平成30年 10月 1日 至 平成 年 月 日	(株) 関東建設 取締役就任 (建設業2年) 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 10 月 1 日		氏 名 信越 太郎	

現在に至るまでの職歴を記入する。
特に建設業に関するものはすべて記入する。

現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入する。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

**規則第7条第1号口該当の場合 提出前に別途個別認定を受ける必要があります
【記載例は1人で財務管理、労務管理、業務運営を担当した経験を有する場合】**

(用紙A4)

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

不要な文字は消す。

~~関東地方整備局長
北海道開発局長
知事~~ 殿

〇〇部長(財務管理担当)、執行役員(業務運営担当)など証明期間中の被証明者の役職を記載。

令和 2 年 10 月 1 日
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
株式会社 関東建設
代表取締役 関東 太郎
申請者
届出者

役職名等 〇〇部長(財務管理、労務管理、業務運営担当)

経験年数 平成26年 4 月から 令和 2年 9月まで 満 6 年 6 月

証明者と被証明者との関係 従業員

証明者が証明できる期間、被証明者が財務管理の業務を担当する者としての経験を有した年数を記入。

備考

「令和〇年△月◇日個別認定済」と記

申請又は届出の区分 2 2 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

1. 新規、許可換え申請の場合
2. 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者に変更があった場合(届出の場合のみ)
3. 更新など現在証明されている者のままとする場合

大臣知事コード 国土交通大臣知事 許可(一般特 02) 第 012345 号 許可年月日 令和 02 年 04 月 01 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 3 カ シン 姓と名の間は1カラム空ける。
氏名 2 5 3 5 10 関 東 次 郎
住所 (居所) 東京都港区汐留町〇〇-□□
(住民票上) 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

◎【変更前】

現住所(居所)を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を並記する。

氏名 2 6 3 5 10
生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P4を参照のこと。

規則第7条第1号口該当の場合 提出前に別途個別認定を受ける必要があります
【記載例は1人で財務管理、労務管理、業務運営を担当した経験を有する場合】

(用紙A4)

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

不要な文字は消す。

令和 2 年 10 月 1 日

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
株式会社 関東建設
代表取締役 関東 太郎

~~関東地方整備局長
北海道開発局長
知事~~

〇〇部長(財務管理担当)、執行役員(業務運営担当)など証明期間中の被証明者の役職を記載。

申請者
届出者

役職名等 〇〇部長(財務管理、労務管理、業務運営担当)

経験年数 平成26年4月から令和2年9月まで満6年6月

証明者と被証明者との関係 従業員

証明者が証明できる期間、被証明者が労務管理の業務を担当する者としての経験を有した年数を記入。

備考

「令和〇年△月◇日個別認定済」と記入

1. 新規、許可換え申請の場合
2. 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者に変更があった場合(届出の場合のみ)
3. 更新など現在証明されている者のままとする場合

申請又は届出の区分 2 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣
知事 コード

許可番号 2 3 0 0 国土交通大臣 許可(一般- 0 2) 第 0 1 2 3 4 5 号 許可年月日 令和 0 2 年 0 4 月 0 1 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 8 カ シ 3 姓と名の間は1カラム空ける。
氏名 2 9 関 東 次 郎 5 10
住所 (居所) 東京都港区汐留町〇〇-□□
(住民票上) 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 6 3 年 1 2 月 2 5 日 13 14 16 18

◎【変更前】

現住所(居所)を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を並記する。

氏名 3 0 3 5 10
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日 13 14 16 18

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P4を参照のこと。

規則第7条第1号口該当の場合 提出前に別途個別認定を受ける必要があります
【記載例は1人で財務管理、労務管理、業務運営を担当した経験を有する場合】

(用紙A4)

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

不要な文字は消す。

令和 2 年 10 月 1 日

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
株式会社 関東建設
代表取締役 関東 太郎

~~関東地方整備局長
北海道開発局長
知事~~ 殿

〇〇部長(財務管理担当)、執行役員(業務運営担当)など証明期間中の被証明者の役職を記載。

申請者
届出者

役職名等 〇〇部長(財務管理、労務管理、業務運営担当)

経験年数 平成26年 4 月から 令和 2年 9 月まで 満 6 年 6 月

証明者と被証明者との関係 従業員

証明者が証明できる期間、被証明者が業務運営の業務を担当する者としての経験を有した年数を記入。

備考

「令和〇年△月◇日個別認定済」と記入。

1. 新規、許可換え申請の場合
2. 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者に変更があった場合(届出の場合のみ)
3. 更新など現在証明されている者のままとする場合

申請又は届出の区分 [3 | 1 | 3] (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣
知事 コード

許可番号 [2 | 3 | 0 | 0] 国土交通大臣 知事 許可(一般-02)第 [0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5] 号 許可年月日 令和 [0 | 2] 年 [0 | 4] 月 [0 | 1] 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ [3 | 2 | カ | シ] 姓と名の間は1カラム空ける。
氏名 [3 | 3 | 関 | 東 | 次 | 郎] 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 [S | 6 | 3] 年 [1 | 2] 月 [2 | 5] 日
住所 (居所) 東京都港区汐留町〇〇-□□
(住民票上) 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

◎【変更前】

現住所(居所)を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を並記する。

氏名 [3 | 4 |] 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 [] 年 [] 月 [] 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P4を参照のこと。

規則第7条第1号口該当の場合 提出前に別途個別認定を受ける必要があります
 【記載例は1人で財務管理、労務管理、業務運営を担当した経験を有する場合】(用紙A4)

別紙二

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

▽現住所（居所）を記入する。
 現住所が住民票と異なる場合は居
 所・住民票住所を並記する。

現住所	(居所) 東京都港区汐留町〇〇-□□ (住民票) 大阪府大阪府中央区大手前1-5-44		
氏名	関東 次郎	生年月日	昭和63年12月25日生
職名	〇〇部長（財務管理、労務管理、業務運営担当） 申請時における職名を記入する。 例：「〇〇部長（財務管理担当）」 「執行役員（労務管理担当）」 など		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 平成24年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	(株) 関東建設 入社 土木部土木課に勤務	
	自 平成26年 4月 1日 至 年 月 日	(株) 関東建設 〇〇部長（財務管理、労務管理、業務運営担当） 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
		建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 10 月 1 日		氏 名	関東 次郎

現在に至るまでの職歴を記入する。
 特に建設業に関するものはすべて記入する。

現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入する。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

記載要領
 ※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

該当するものに○をする。

健康保険等の加入状況

- ① 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- ② 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出をします。

不要な文字は消す。

令和 2 年 10 月 1 日

関東 地方整備局長
~~北海道開発局長~~
 知事 殿

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
 申請者 株式会社 関東建設
 届出者 代表取締役 関東 太郎

許可年月日
 許可番号 国土交通大臣 許可（ 一般 ）第 号 令和 年 月 日

新規、許可換え新規申請の場合は、許可番号の欄は空欄

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険 雇用保険
本店	32人 (8人)	1	1	1	健康保険 ○○健康保険組合 厚生年金保険 ○○○ ○○○○ 雇用保険 ○○○○○○○○	
東京営業所	13人 (2人)	3	3	3	健康保険 本店一括 厚生年金保険 本店一括 雇用保険 本店一括	
大阪支店	10人 (1人)	3	3	3	健康保険 本店一括 厚生年金保険 本店一括 雇用保険 本店一括	
	()人				健康保険 厚生年金保険 雇用保険	
					健康保険 厚生年金保険 雇用保険	
合計	55人 (11人)					

役員を含めすべての人数を記載。括弧内は役員の人数を内数として記載する。

• 適用事業所は「1」
 • 適用除外は「2」
 • 一括適用の承認に係る営業所と継続事業の一括の認可に係る営業所は「3」を記載する。

事業所整理番号及び事業所番号、労働保険番号等を記載する。
 一括適用の承認に係る営業所や継続事業の一括の認可に係る営業所は「本店（○○支店）」

一括適用の承認に係る営業所と継続事業の一括認可に係る営業所とは
 ・「健康保険」は健康保険法第34条第1号の規定による一括適用の承認に係る営業所
 ・「厚生年金保険」は厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所
 ・「雇用保険」は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所を指す。

雇用保険について、営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「雇用保険の適用が除外される場合」に該当するものとし、「事業所非該当承認通知書の写し」の提出が必要となる。

証明しようとする建設工事の種類を記入。

実務経験証明書

証明日を記入。

下記の者は、内装仕上 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和2年10月1日

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。ただし、法人解散による場合には、元役員もしくは本人とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。(〇〇株式会社 元役員〇〇〇〇など)

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
株式会社 関東建設
代表取締役 関東 太郎

実務経験を得た当時の商号又は名称を記入する。個人の場合は個人名(ただし、屋号を登記している場合は屋号)を記入する。

被証明者との関係 社員

技術者の氏名	関東 一郎	生年月日	昭和50年1月18日	使用された期間	平成13年 4月から 平成28年 3月まで
使用者の商号又は名称	株式会社 関東建設				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事係員	東京都北区マンション内装工事 他50件			平成14年4月から平成15年3月まで	
工事係員	中央区ビル内装工事 他35件			平成15年4月から平成16年3月まで	
工事係長	第一中学校内装改修工事 他40件			平成16年4月から平成17年3月まで	
工事係長	関東ビル内装工事 他45件			平成17年4月から平成18年3月まで	
工事係長	大手前図書館防音工事 他30件			平成18年4月から平成19年3月まで	
工事係長	中央病院内装改修工事 他55件			平成19年4月から平成20年3月まで	
工事係長	中央区マンション防音工事 他40件			平成20年4月から平成21年3月まで	
工事課長	大手前幼稚園床仕上げ工事 他35件			平成21年4月から平成22年3月まで	
工事課長	関東産業ビル内装工事 他30件			平成22年4月から平成23年3月まで	
工事課長	第一小学校防音工事 他45件			平成23年4月から平成24年3月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。 例：平成〇年〇月 会社解散のため 等			合計	満 10 年 0 月

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。例：役員、社員等

実際に雇用されていた期間を記入する。

ここに記載した年数の合計年数が「合計」となる。

「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に関する実務の経験を有したときの職名を記載する。
例：〇〇係長、〇〇課長 等

・通年にわたり建設工事の経験がある場合は、その年の代表的な工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として件数を記入し、1年分を一行にまとめて記入することができる。
・通年にわたり建設工事の経験がない場合は、一件工事毎に積み上げて記入する。

実務経験年数の合計を記入する。

※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P5、6を参照のこと。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、内装仕上 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和2年 10月1日

様式第九号の記載例と同様。

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

株式会社 関東建設

証明者 代表取締役 関東 太郎

被証明者との関係 社員

記

技術者の氏名	関東 一郎		生年月日	昭和50年1月18日		使用された 期 間	平成13年 4月から 平成28年 3月まで
使用者の商号 又は 名称	株式会社 関東建設						
発注者名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験	工事施工期間は 重複しないこと。
関東不動産（株）	48,500千円	工事課長	関東会館の内装間仕切り工事			平成23年4月から平成23年10月まで	
埼玉商事（株）	53,600千円	〃	埼玉ビル内装工事			平成24年11月から平成25年3月まで	
（株）大手前	68,300千円	〃	音楽室防音設備工事			平成25年7月から平成25年11月まで	
関東商事（株）	77,200千円	〃	関東ビル内装工事			平成26年6月から平成26年12月まで	
関東不動産（株）	45,800千円	〃	関東マンション内装改修工事			平成27年1月から平成27年6月まで	
	千円		請負契約書等により従事した建設工事の具体的な名称を、経験の内容が明らかになるように記入する。			年 月 から 年 月 まで	各経験年数の始まりの月は加算しない。 （例）平成25年7月～平成25年11月は4ヶ月となる。
元請人として直接請け負った契約の相手方の名称を具体的に記入する。	千円	税込みの金額を記入				年 月 から 年 月 まで	
	千円					年 月 から 年 月 まで	
	千円					年 月 から 年 月 まで	
	千円					年 月 から 年 月 まで	
	千円					年 月 から 年 月 まで	
	千円					年 月 から 年 月 まで	
	千円					年 月 から 年 月 まで	
	千円					年 月 から 年 月 まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。 例：平成〇年〇月 会社解散のため 等					合計 満 2 年 1 月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者 〇〇万円以上の建設工事（平成6年12月28日以前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日以前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

各工事の期間の合計を記入し、2年以上になること。

※詳しくは「建設業許可申請・変更の手引き」P5、6を参照のこと。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和2年10月1日

営業所の名称	職名	氏名
東京営業所	取締役兼東京営業所長	かんとう じろう 関東 二郎
大阪支店	大阪支店長	かんとう ろくご 関東 六郎
・営業所一覧表（別紙二（1）又は（2））に記入した順に記入する。 ・主たる営業所以外の営業所は全て記入する。	役員を兼ねている場合は、「取締役〇〇営業所長」等と記入する。	
ここに記載した内容（営業所の名称、職名、氏名）は、様式第十三号の記載内容と一致する。		

許可申請者 **（法人の役員等）** の住所、生年月日等に関する調書

不要なものは削除。申請者が法人の場合は「法人の役員」に該当する。

氏名、職役名の記載は別紙「役員等の一覧表」の内容と一致する。

住所	東京都品川区〇〇-□□		
氏名	関東 二郎	生年月日	平成 1 年 3 月 3 日生
役名等	取締役（常勤）兼 東京営業所長		
賞	年月日	賞罰の内容	
		なし	
罰			

現在の職名を記入。例：「代表取締役」「取締役」

令3条に規定する使用人を兼ねている場合はその職名も記入する。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」とする。

上記のとおり相違ありません。

令和 2 年 1 0 月 1 日 氏名 関東 二郎

記載要領

- 「**（法人の役員等）**」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

役員を兼ねている場合は、当該調書は省略可能。

様式第十三号（第四条関係）

住民票上の住所と現在の住所が異なる場合は2段書きにする

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所	(居 所) 東京都港区汐留町〇-〇-〇 (住民票) 大阪府大阪市中央区心斎橋△-△-△		氏名、職役名の記載は様式第十一号「建設業施行令第3条使用人の一覧表」の内容と一致する。	
氏	名	関東 六郎	生 年 月 日		平成 33 年 3 月 3 日生
営 業 所	名	大阪支店			所属する営業所名を記入する。
職	名	大阪支店長			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
		なし			
		建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」とする。			
上記のとおり相違ありません。					
令和 2 年 10 月 1 日		氏 名 関東 六郎			

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
関東 一郎	東京都港区〇〇-□□	3, 0 0 0株
関東 二郎	東京都港区〇〇-□□	2, 0 0 0株
関東 三郎	東京都港区〇〇-□□	1, 0 0 0株

株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合にはその者の氏名を記入する。

株式会社にあつては、登記事項証明書（商業登記簿）の発行済株式総数の100分の5以上を有する株主は、別紙一の「役員等の一覧表」に株主等として記載すること。
（様式第十二号の提出も必要）

株式会社にあつては、株数を記載するときは「〇〇株」とし、その他の法人にあつては、出資の価格を記載するときは「〇〇円」と、その単位を記入する。

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

決算日を記入する。

貸借対照表

令和2年 3月31日 現在

(会社名) 株式会社 関東建設

資産の部

I 流動資産			千円
現金預金		205,486	
受取手形		132,355	
完成工事未収入金		81,287	
有価証券			
未成工事支出金		385,933	
材料貯蔵品		53,431	
短期貸付金			
前払費用			
繰延税金資産		2,000	
その他		19,301	
貸倒引当金	△	2,196	
流動資産合計		877,598	①
II 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物・構築物		96,345	
減価償却累計額	△	29,434	
機械・運搬具		105,099	
減価償却累計額	△	60,917	
工具器具・備品		15,699	
減価償却累計額	△	10,191	
土地			
リース資産			
減価償却累計額	△		
建設仮勘定			
その他			
減価償却累計額	△		
有形固定資産合計		165,981	②
(2) 無形固定資産			
特許権			
借地権			
のれん			
リース資産			
その他		678	
無形固定資産合計		678	③
(3) 投資その他の資産			
投資有価証券		3,102	
関係会社株式・関係会社出資金		2,700	
長期貸付金			
破産更生債権等			
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他		19,495	
貸倒引当金	△		
投資その他の資産合計		25,297	④
固定資産合計		191,957	⑤ = ② + ③ + ④
III 繰延資産			
創立費			
開業費			
株式交付費			
社債発行費			
開発費			
繰延資産合計			⑥
資産合計		1,069,555	⑦ = ① + ⑤ + ⑥

千円単位で表示。ただし会社法に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。

負債の部

I 流動負債	
支払手形	331,825
工事未払金	118,065
短期借入金	3,000
リース債務	
未払金	
未払費用	10,900
未払法人税等	
繰延税金負債	13,500
未成工事受入金	
預り金	358,750
前受収益	2,319
引当金	
その他	2,017
流動負債合計	840,378 ⑧
II 固定負債	
社債	
長期借入金	118,786
リース債務	
繰延税金負債	
退職給与引当金	2,409
負ののれん	
その他	
固定負債合計	121,195 ⑨
負債合計	961,573 ⑩ = ⑧ + ⑨

純資産の部

I 株主資本		
(1) 資本金	40,000 ⑪	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>様式第十七号「株主資本等変動計算書」の当期末残高の各数値と一致する。純資産合計額と一致する。</p> </div>
(2) 新株式申込証拠金	0 ⑫	
(3) 資本剰余金		
資本準備金		
その他資本剰余金		
資本剰余金合計	⑬	
(4) 利益剰余金		
利益準備金	5,000	
その他利益剰余金		
準備金		
積立金	30,000	
繰越利益剰余金	32,982	
利益剰余金合計	67,982 ⑭	
(5) 自己株式	△	⑮
(6) 自己株式申込証拠金		⑯
株主資本合計	107,982 ⑰ = ⑪ + ⑫ + ⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯	
II 評価・換算差額等		
(1) その他有価証券評価差額金		
(2) 繰延ヘッジ損益		
(3) 土地再評価差額金		
評価・換算差額等合計		⑱
III 新株予約権		
純資産合計	107,982 ⑲ = ⑰ + ⑱	
負債純資産合計	1,069,555 ⑳ = ⑩ + ⑲ (⑰と⑳は一致する。)	

様式第十七号「株主資本等変動計算書」の純資産合計額と一致する。

損 益 計 算 書

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月 31日

(会社名) 株式会社 関東建設

		千円	
I 売上高			
完成工事高	1,436,520 ①		
兼業事業売上高	②	1,436,520 ③ = ① + ②	
II 売上原価			
完成工事原価	1,250,190 ④	(④ = ②)	
兼業事業売上原価	⑤	1,250,190 ⑥ = ④ + ⑤	
売上総利益 (売上総損失)			
完成工事総利益 (完成工事総損失)	186,330 ⑦		
兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	⑧	186,330 ⑨ = ③ - ⑥ = ⑦ + ⑧	
III 販売費及び一般管理費			
役員報酬	25,080		
従業員給料手当	52,713		
退職金	501		
法定福利費	3,253		
福利厚生費	4,060		
修繕維持費	575		
事務用品費	2,571		
通信交通費	7,321		
動力用水光熱費	688		
調査研究費		
広告宣伝費	2,745		
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
交際費	8,978		
寄付金		
地代家賃	7,064		
減価償却費	7,091		
開発費償却		
租税公課	2,392		
保険料	1,264		
雑費	6,857		
営業利益 (営業損失)		133,157 ⑩ 53,172 ⑪ = ⑨ - ⑩	
IV 営業外収益			
受取利息及び配当金	5,824		
その他	1,563	7,387 ⑫	
V 営業外費用			
支払利息	21,181		
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
その他		
経常利益 (経常損失)		21,181 ⑬ 39,378 ⑭ = ⑪ + ⑫ - ⑬	
VI 特別利益			
前期損益修正益		
その他	4,550	4,550 ⑮	
VII 特別損失			
前期損益修正損		
その他	10,010	10,010 ⑯	
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)		33,918 ⑰ = ⑭ + ⑮ - ⑯	
法人税、住民税及び事業税	13,000		
法人税等調整額	△2,000	11,000 ⑱	
当期純利益 (当期純損失)	22,918	22,918 ⑲ = ⑰ - ⑱	

直前3年の各事業年度における工事施工金額 (様式第三号) の合計額と一致する。

完成工事原価報告書の完成工事原価の額と一致する。

健康保険、厚生年金、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金の経費を含める。

様式第十七号「株主資本等変動計算書」の当期純利益と一致する。

完成工事原価報告書

自平成31年 4月 1日

至令和 2年 3月31日

(会社名) 株式会社 関東建設

千円

I 材料費		<u>350,053</u>
II 労務費		<u>146,272</u>
(うち労務外注費	<u>20,000</u>)	
III 外注費		<u>515,093</u>
IV 経費		<u>238,771</u>
(うち人件費	<u>66,610</u>)	
完成工事原価		<u>1,250,190</u> ㊟ (㊟=㊤)

基本的に経費のうち従業員給与手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費を計上する。

附 属 明 細 表

令和 年 月 日現在

附属明細表は、株式会社で、資本金の額が1億円超もしくは最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の会社のみ提出が必要です。
ただし、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相手先	金額
	千円
計	

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘柄	一株の金額 千円	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数	取得価額 千円	貸借対照表計上額 千円	株式数	金額 千円	株式数	金額 千円	株式数	取得価額 千円	貸借対照表計上額 千円	
	計												
社 債	銘柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要					
		取得価額 千円	貸借対照表計上額 千円			取得価額 千円	貸借対照表計上額 千円						
	計												
その 他 の 有 価 証 券	銘柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要					
		取得価額 千円	貸借対照表計上額 千円			取得価額 千円	貸借対照表計上額 千円						
	計												

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借 入 先	金 額	返 済 期 日	摘 要
	千円		千円
計			

8 長期借入金明細表

借 入 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和44年 4月 1日	創業
	昭和48年 4月 1日	株式会社 近畿建設 設立（資本金 1,000万円）
	昭和56年 6月 2日	東京営業所開設
	昭和61年11月 1日	資本金の増額（資本金40,000万円）
	年 月 日	商号又は名称、事業開始、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等について記載。
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	創業以後最初に許可を取得した年月日を記載する。

建設業の登録及び許可の状況	昭和49年 5月16日	最初の建設業登録 東京都知事許可（特49）第1234号 土木、とび・土工
	昭和60年 8月18日	建設大臣許可（許可換え新規）（特-60）第12345号 土木、とび・土工
	平成28年 6月14日	国土交通大臣許可（業種追加）（般-28）第12345号 管
	年 月 日	失効や廃業についても記載が必要。
	年 月 日	
	年 月 日	記載する内容は ①申請の種類（新規・許可換え新規・般特新規・業種追加） ②登録又は許可番号 ③登録又は許可を受けた業種 ・・・業種については略号を使用しても良い。 （土、建、と・・・等）
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
年 月 日		

賞罰	年 月 日	なし 行政処分、行政罰、その他の罰を受けた場合等についても記載する。賞罰がなければ「なし」と記入する。
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="color: red; font-size: small;">「団体の名称」は、建設業法第27条の37の規定に基づき、国土交通省又は都道府県に提出を行っている団体が対象となる。 加入していない場合は「未加入」と記入。</p> </div>	

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	関東銀行大手前支店	中央信用金庫関東支店	
<p style="color: red; margin: 0;"> ・「政府関係金融機関」は独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社、日本政策投資銀行等について記載する。 ・本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区分まで記載する。(例：〇〇銀行〇〇支店) </p>			

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 〇〇銀行〇〇支店)

建設業許可変更届出書関係書面の記載例

(関東地方整備局管内の国土交通大臣許可業者向け記載例)

令和3年1月更新

国土交通省 関東地方整備局
建政部 建設産業第一課

建設業許可変更届出書関係書面の記載例（法定書類等）

記載例 目次

様式第二十二号の二	変更届出書（第一面）	1
様式第二十二号の二	変更届出書（第一面）	2
様式第二十二号の二	変更届出書（第一面）	3
様式第二十二号の二	変更届出書（第二面）営業所の新設	4
様式第二十二号の二	変更届出書（第二面）営業所の変更	5
様式第二十二号の二	変更届出書（第二面）営業所の廃止	6
様式第八号	専任技術者証明書 （担当業種又は有資格区分の変更）	7
様式第八号	専任技術者証明書（追加）	8
様式第八号	専任技術者証明書（削除）	9
様式第八号	専任技術者証明書 （営業所のみの変更）	10
様式第二十二号の三	届出書	11
様式第二十二号の四	廃業届	12

※以下の様式の記載例は、「建設業許可申請関係書面の記載例」をご覧ください。

- 様式第六号 誓約書
- 様式第七号 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書
- 別紙 常勤役員等の略歴書
- 様式第七号の二 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
- 別紙1 常勤役員等の略歴書
- 別紙2 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
- 様式第七号の三 健康保険等の加入状況
- 様式第十一号 建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表
- 様式第十二号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
- 様式第十三号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

変更届出書 (第一面)

該当するもの全ての事項に○を付す。

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 (建設業法第15条第2号)
 について変更があったので届出をします。

・法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載する。ここでいう本店とは「主たる営業所」をいう。
 ・「主たる営業所」が本社と異なる場合は登記上・事実上住所を並記する。
 ・許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記する。

関東 地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

届出者

(登記上) 東京都千代田区霞が関2-1-3
 (事実上) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
 株式会社 関東建設
 代表取締役 関東 太郎

令和 3年 1月 1日

許可番号

項番 3 5 0 0

国土交通大臣 許可 (一般 - 02) 第 012345 号

許可年月日
 令和 02年 04月 01日

法人番号

3 6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号の変更	株式会社 関東組	株式会社 関東建設	令和3年1月1日	
資本金の変更	20,000千円	40,000千円	令和3年1月1日	
代表者(申請者)	代表取締役 関東 一郎	代表取締役 関東 太郎	令和3年1月1日	
役員等の退任	代表取締役 関東 一郎	-	令和3年1月1日	取締役退任
役員等の氏名	取締役 関東 太郎	代表取締役 関東 太郎	令和3年1月1日	代表取締役就任
〃	取締役 関東 一郎	株主 関東 一郎	令和3年1月1日	株主就任
主たる営業所の所在地の変更	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和3年1月1日	専任技術者や、業種の変更が生じた営業所名を明記する。
常勤役員等の変更	関東 一郎	関東 二郎	令和3年1月1日	
専任技術者の変更	関東 三郎	関東 四郎	令和3年1月1日	主たる営業所
営業所の業種の変更	建塗防内	建と塗防内	令和3年1月1日	主たる営業所
専任技術者の業種の変更	関東 五郎(建塗防内)	関東 五郎(建と塗防内)	令和3年1月1日	主たる営業所
				営業所の情報に変更があった場合は、別途、第二面の提出が必要。

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 3 7 カ ン ト ウ ケ ン セ ツ

商号又は名称 3 8 (株) 関 東 建 設

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9 カ ン ト ウ タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 4 0 関 東 太 郎

主たる営業所の所在地市区町村コード 4 1 1 1 1 0 5 都道府県名 埼玉県 市区町村名 さいたま市中央区

〒 4 3 3 3 0 - 9 7 2 4 電話番号 0 4 8 - 6 0 1 - 3 1 5 1

資本金額又は出資総額 4 4 〃 〃 〃 〃 4 0 0 0 〃 (千円)

法人の種類フリガナは記入しない。

濁点、半濁点を有する文字は一文字として記入する。
 例: ダ ビ

法人の種類は略字で記入
 株式会社 → (株)
 特例有限会社 → (有)
 合資会社 → (資)
 合名会社 → (名)

コードに含まれる都道府県、市区町村名を記入。

※ 変更のあった部分のみ記入。(項番37~44) 変更がない場合、記載不要。

総務省編「全国地方公共団体コード」により、該当コードの上5桁を記入する。(インターネットで検索できます。)

項番41に続く住所を記入。「丁目」、「番」及び「号」については「-」ハイフンを用いて記入する。二桁以上の数字については、一桁ずつ別々に記入する。

届出時の資本金を千円単位で右詰めで記入。(千円未満切り捨て)

局番との間は「-」ハイフンで続き左詰めで記入する。

連絡先 所属等 建設産業第一課 氏名 関東 一郎 電話番号 048-601-3151
 ファックス番号 048-600-1921

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者 建設業法第15条第2号 について変更があつたので届出をします。

令和 3年 1月 1日

関東 地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿

届出者 (登記上) 東京都千代田区霞が関2-1-3 (事実上) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 株式会社 関東建設 代表取締役 関東 太郎

許可番号 項番 3 5 0 0 国土交通大臣 許可 (一般-02) 第 0 1 2 3 4 5 号 許可年月日 令和 0 2 年 0 4 月 0 1 日

法人番号 2 3 営業所の新設・廃止の場合は、令3使用人及び専任技術者を必ず記載すること。第二面を必ず添付すること。

Table with 5 columns: 届出事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考. Rows include changes to branches, staff, and business types.

営業所の情報に変更があつた場合は、別途、第二面の提出が必要。

※ 専任技術者が置かれる営業所の変更と担当業種の変更を行う場合、様式第八号の提出は、「区分3&区分4」ではなく「区分2&区分5」(専任技術者が置かれる営業所を変更してから業種の変更を行う)で行う。

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

Form for inputting details: 商号又は名称のフリガナ, 代表者又は個人の氏名のフリガナ, 主たる営業所の所在地市区町村, 郵便番号, 資本金額又は出資総額.

連絡先 所属等 建設産業第一課 氏名 関東 一郎 電話番号 048-601-3151 ファックス番号 048-600-1921

専任技術者の追加

専任技術者証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和 3年 1月 1日

関東 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

(登記上) 東京都千代田区霞が関2-1-3
(事実上) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
申請者 株式会社 関東建設
届出者 代表取締役 関東 太郎

区 分 (1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

許可番号 国土交通大臣 許可 (一般特) 第 号 令和 年 月 日

記

氏名	項番 <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="3"/> フリガナ カン 関東 四郎 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
生年月日	<input type="text" value="S"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/> 日
建設工事の種類	今後担当する建設工事の種類 <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="9"/> ... 現在担当している建設工事の種類
有資格区分	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="3"/> ... 1 2 3 4 5 6 7 8
変更、追加又は削除の年月日	令和 3年 1月 1日 営業所の名称 (旧所属) 営業所の名称は下段にのみ記載する
専任技術者の住所	居所の住所 営業所の名称 (新所属) 主たる営業所

氏名	項番 <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="3"/> フリガナ 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
生年月日	<input type="text" value="S"/> <input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value=""/> 月 <input type="text" value=""/> 日
建設工事の種類	今後担当する建設工事の種類 <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="9"/> ... 現在担当している建設工事の種類
有資格区分	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value=""/> ... 1 2 3 4 5 6 7 8
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)
専任技術者の住所	営業所の名称 (新所属)

氏名	項番 <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="3"/> フリガナ 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
生年月日	<input type="text" value="S"/> <input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value=""/> 月 <input type="text" value=""/> 日
建設工事の種類	今後担当する建設工事の種類 <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="9"/> ... 現在担当している建設工事の種類
有資格区分	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value=""/> ... 1 2 3 4 5 6 7 8
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)
専任技術者の住所	営業所の名称 (新所属)

経營業務の管理責任者の削除、専任技術者（担当する全ての業種において後任者がいない場合）の削除

00008

届 出 書

該当する理由に○を付す。

(主な事例)
・営業所の廃止又は一部業種の廃止により、担当する専任技術者を削除する場合。(所属営業所を変更する場合を除く。)

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(2) 経營業務の管理責任者を削除した
(3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(4) 専任の技術者を削除した
(5) 欠格要件に該当するに至った

令和 3年 1月 1日

関東 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

(登記上) 東京都千代田区霞が関2-1-3
(事実上) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
株式会社 関東建設
代表取締役 関東 太郎

届 出 者

項 番 大臣 コード
知 事

許可年月日

許 可 番 号 5 1 0 0 国土交通大臣 許可 (一般 - 02) 第 0 1 2 3 4 5 号 令和 0 2 年 0 4 月 0 1 日

該当するものに○を付す。

記

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合
(2) 経營業務の管理責任者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 2 生年月日 13 14 16 18

該当するものに○を付す。

- (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
(4) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 3 関 東 八 郎 生年月日 S 6 0 年 0 1 月 0 1 日

営 業 所 の 名 称 茨城支店 建設工事の種類 土、建

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 3 生年月日 13 14 16 18

営 業 所 の 名 称 建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 5 3 生年月日 13 14 16 18

営 業 所 の 名 称 建設工事の種類

- (5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

Large empty bracketed area for specific reasons.

